

富士山・立山・白山の三山禪定と芦峯寺宿坊家の檀那場形成過程

福江 充*

はじめに

北アルプス立山山麓の芦峯寺村に所在する芦峯寺雄山神社や旧宿坊家、富山県〔立山博物館〕には、かつて芦峯寺宿坊家の衆徒たちが使用した檀那帳や廻檀日記帳が数多く所蔵されている。

筆者はこれまで、それらの史料を順次解説・分析し、加賀藩領国内外で芦峯寺衆徒が形成した檀那場の実態やそこで彼らが行った廻檀配札活動の実態について検討を試みてきた。さらに最近、その一連の研究成果をまとめ、『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』¹⁾と題する論文集も刊行したが、同書により、地元の現存史料で把握できる範囲内として、この研究テーマの基礎的な部分はある程度提示することができたのではないかと考えている。

その一方で同著の刊行後、かつて芦峯寺衆徒が檀那場を形成していた愛知県で自治体史編纂などで多面的な調査・研究を進められる津田豊彦氏より、芦峯寺衆徒の檀那場形成過程の解明にきわめて有効な「三山禪定」に関する史料、及びその他の関連情報を提供いただいた。

そこで、本稿では筆者のこれまでの研究成果を基盤に据えながら、上記の史料も十分に活用させていただき、研究対象を檀那場の実態や当地での廻檀配札活動の実態を探ることから檀那場の形成過程を探ることに移し、新たにその考察を進めていきたい。

1 江戸時代前期における富士山・立山・白山の三山禪定

江戸時代、本州の中心部に三山禪定と称し、富士山・立山・白山を巡拝する壮大な巡礼コースが存在していた。この三山禪定に関する史料としては、これまで、池大雅著・宝暦10年(1760)『三岳記行』²⁾や尾張藩士著・文政6年(1823)『三の山廻』³⁾、大府村平七著・文政6年『三山道中記』⁴⁾などが紹介されている。また、関係論文としては、小林一葵氏「三山禪定」について⁵⁾や高瀬重雄氏「富士山・白山・立山の三山禪定」⁶⁾、

*富山県〔立山博物館〕

津田豊彦氏「尾張地方の立山信仰」⁷⁾、同氏「知多地方の立山信仰」⁸⁾などが発表されている。

さて、これらの論文の具体的な内容について、ここでは逐一とりあげないが、本稿を進めるにあたり、直接関係する内容として高瀬氏の三山禪定の起源に関する言及についてだけ留意しておきたい。

高瀬氏はそれを『莊嚴講執事帳』の延宝8年(1680)7月の条⁹⁾に記された内容から江戸時代初期と推測した。ただし、当時、江戸時代初期の三山禪定に関する史料はこれだけしか発見されておらず、高瀬氏は将来調査の進展により関係史料が新たに発見されることを期待していた。

こうしたなか、最近筆者は津田豊彦氏より愛知県常滑市の鈴湫資料館に延宝4年

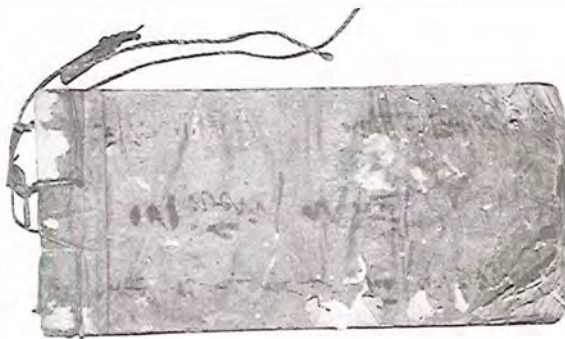


写真1 その1

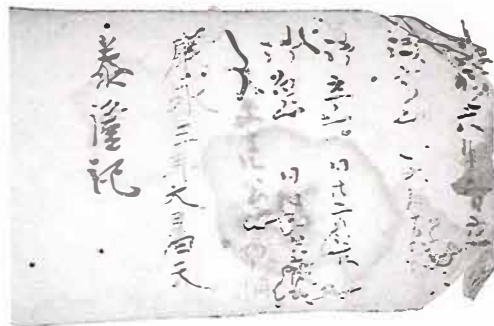


写真1 その2

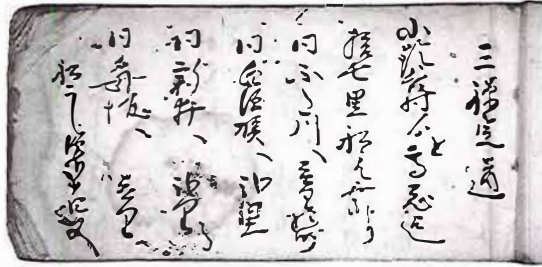


写真1 その3

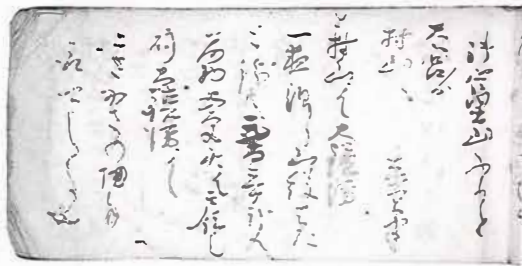


写真1 その4

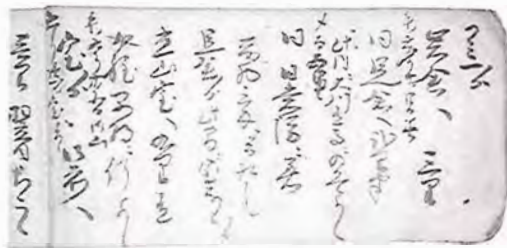


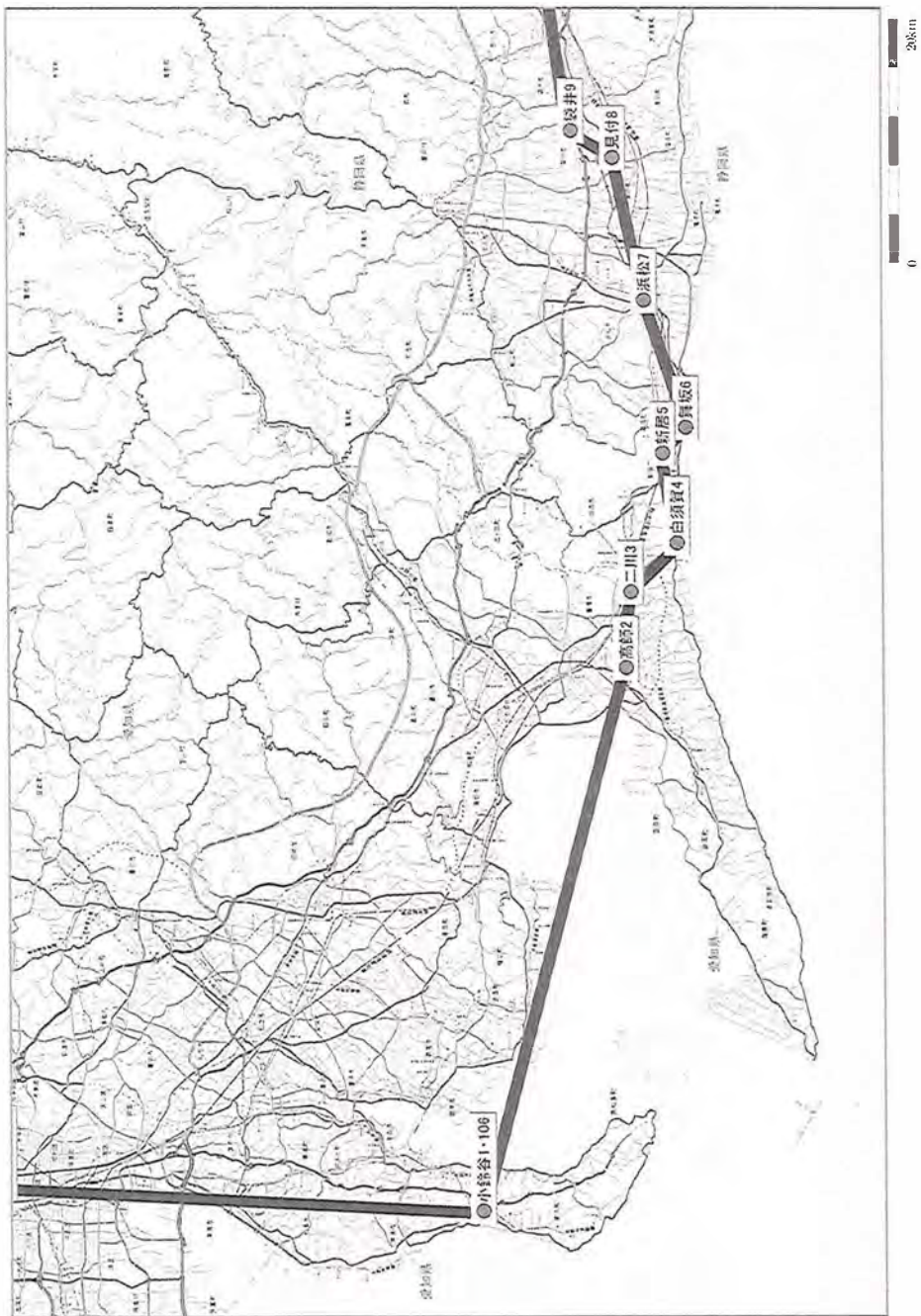
写真1 その5

第1表 『三禅定之通(延宝4年)』(鈴漢資料館所蔵)にみる巡拝コース

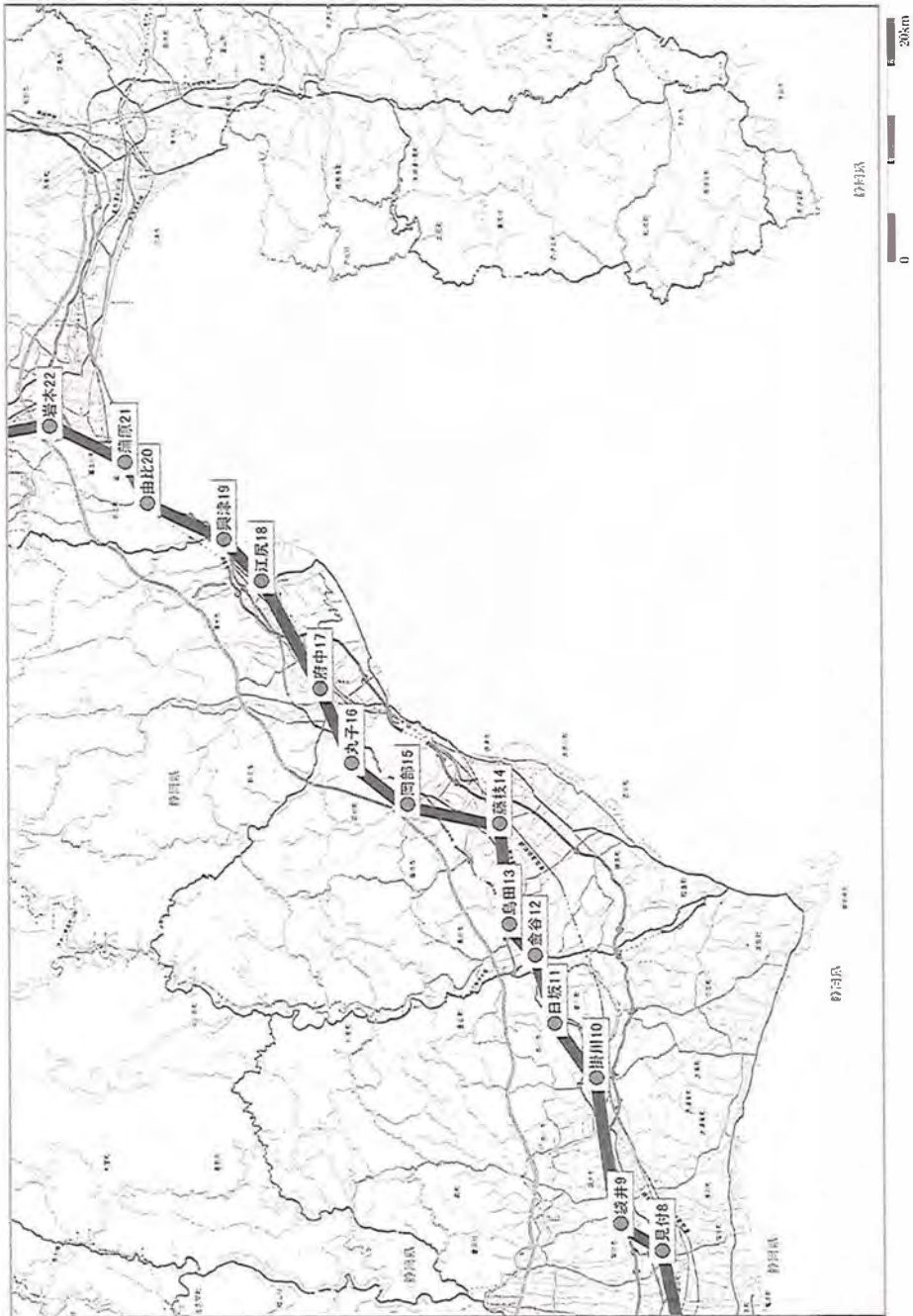
掲載順	掲載地名	現在地名	現在該当地	里程区間	里程(里)	里程(丁)
001	小鈴谷	小鈴谷	愛知県常滑市	小鈴谷～高師	17	
002	高志	高師	愛知県豊橋市	高師～二川	1	10
003	ふた川	二川	愛知県豊橋市	二川～白須賀	2	
004	白須賀	白須賀	静岡県湖西市	白須賀～新居	2	
005	新井	新居	静岡県浜名郡	新居～舞坂	1	
006	舞坂	舞坂	静岡県浜名郡	舞坂～浜松	3	
007	浜松	浜松	静岡県浜松市	浜松～見付	3(4)	
008	見付	見付	静岡県磐田市	見付～袋井	1.5	
009	袋井	袋井	静岡県袋井市	袋井～掛川	2	
010	懸川	掛川	静岡県掛川市	掛川～日坂	1.5	
011	新坂(日坂宿)	日坂	静岡県掛川市	日坂～金谷	1.5	
012	金や	金谷	静岡県榛原郡	金谷～烏田	1	
013	嶋田	烏田	静岡県烏田市	烏田～藤枝	2	
014	ふち枝	藤枝	静岡県藤枝市	藤枝～岡部	1.5	
015	岡部	岡部	静岡県志太郡	岡部～丸子	2	
016	鞠古(丸子)	丸子	静岡県静岡市	丸子～府中	1	
017	府中(駿府)	静岡市	静岡県静岡市	府中～江尻	3	
018	江尻	江尻	静岡県清水市	江尻～興津	1	
019	興きつ	興津	静岡県清水市	興津～由比	2	
020	由比	由比	静岡県庵原郡由比町	由比～蒲原	1	
021	かん原	蒲原	静岡県庵原郡蒲原町	蒲原～岩本	2	
022	岩本	岩本	静岡県富士市	岩本～大宮	3	
023	大宮	大宮	静岡県富士宮市	大宮～村山	1.5	
024	村山	村山	静岡県富士宮市	村山～中口	3	
025	中口		富士山	中口～大日堂	2.5	
026	大日堂	大日堂	富士山	大日堂～不浄ヶ岳の堂	1	
027	ふちやうがたけの堂	不浄ヶ岳の堂	富士山	不浄ヶ岳の堂～八葉岳	3	
028	八よう	八葉岳(山頂)	富士山	八葉岳～吉田	10	
029	吉田	吉田宿(上吉田)	山梨県富士吉田市	吉田～川口	2	
030	川口	河口湖	山梨県南都留郡	川口～藤野木	3	
031	藤の木	藤野木	山梨県東八代郡御坂町	藤野木～黒駒	1.5	
032	黒駒	黒駒	山梨県東八代郡御坂町	黒駒～石沢	2.5	
033	井沢	石和	山梨県東八代郡	石沢～甲府	0.5	
034	花ふ宿	甲府宿	山梨県甲府市	甲府～笹崎	3	
035	にらさき	笹崎	山梨県笹崎市	笹崎～台ヶ原	4	
036	大ヶ原	台ヶ原	山梨県北巨摩白州町	台ヶ原～長木 <small>(現在地不明)</small>	1	
037	長木	長木	※現在該当地不明	長木 <small>(現在地不明)</small> ～鷺木	2	
038	津たき	鷺木	長野県諏訪郡富士見町	鷺木～金沢	3.5	
039	金沢	金沢	長野県茅野市	金沢～上諏訪	3	
040	上諏訪	上諏訪	長野県諏訪市	上諏訪～下諏訪	1	
041	下諏訪	下諏訪	長野県諏訪市	下諏訪～塩尻	3.5	
042	塩尻	塩尻	長野県塩尻市	塩尻～村井	2.5	
043	村井	村井	長野県松本市	村井～松本	1.5	
044	松本	松本	長野県松本市	松本～岡田	1.5	
045	岡田	岡田	長野県松本市	岡田～刈谷原	1.5	
046	かりや原	刈谷原	長野県東筑摩郡四賀村	刈谷原～会田	1	
047	あい田	会田	長野県東筑摩郡四賀村	会田～青柳	3	
048	あをやき	青柳	長野県東筑摩郡坂北村	青柳～麻積	1	10
049	おみ	麻積	長野県東筑摩郡麻積村	麻積～稲荷山	3	
050	いなり山	稲荷山	長野県更埴市	稲荷山～丹波島	3	
051	丹波島	丹波島	長野県長野市	丹波島～善光寺	1	
052	善光寺	長野市	長野県長野市	善光寺～新町	1.5	
053	新町	新町	長野県長野市	新町～牟礼	2	
054	む迷い	牟礼	長野県上水内郡牟礼村	牟礼～野尻	3	

福江 充／富士山・立山・白山の三山禪定と芦峯寺宿坊家の檜那場形成過程

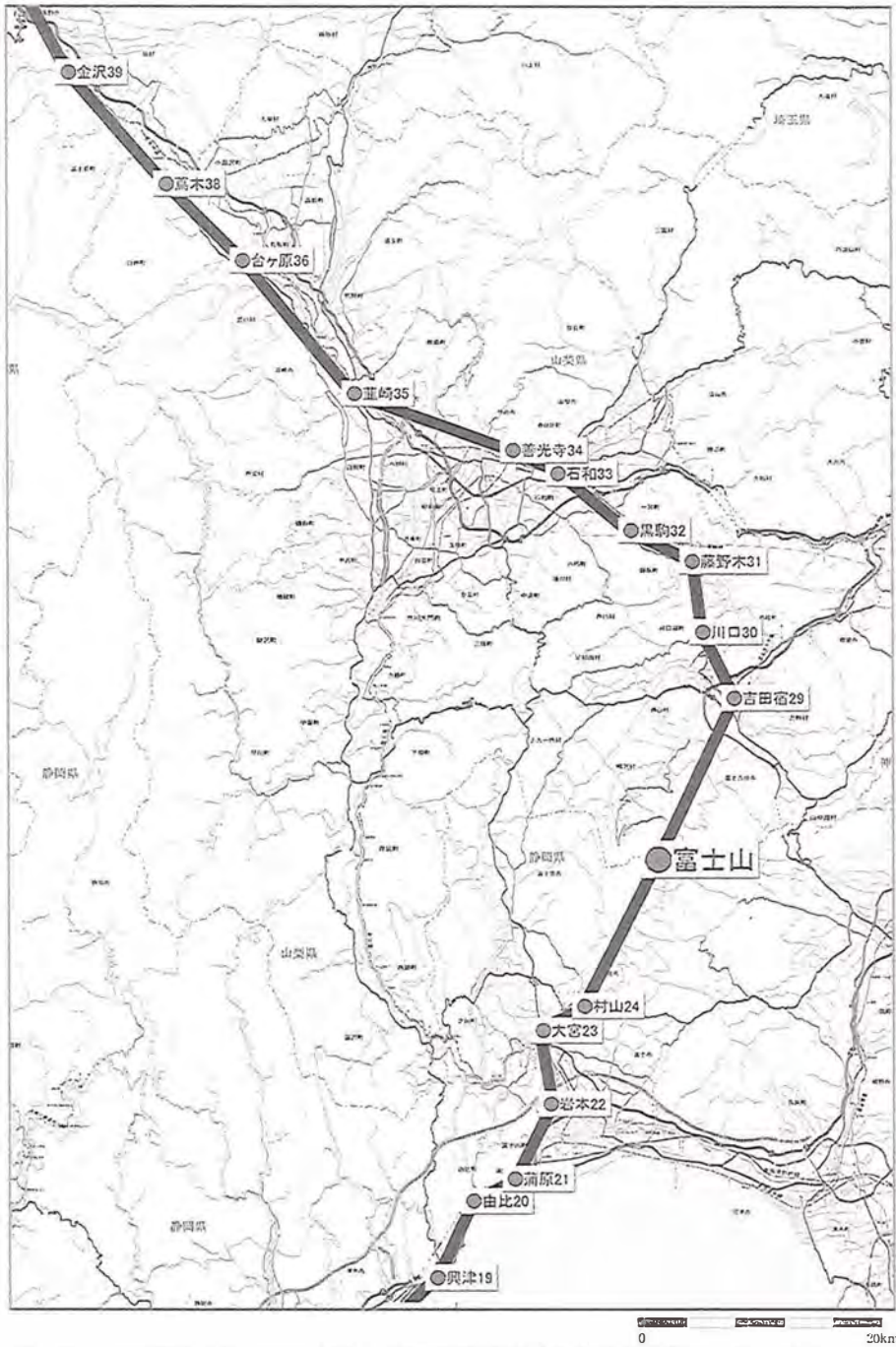
掲載順	掲載地名	現在地名	現在該当地	里程区間	里程(里)	里程(丁)
055	の志里	野尻	長野県上水内郡信濃町	野尻～関川	1	
056	関川	関川	新潟県中頸城郡妙高高原町	関川～田切	1	
057	たき里	田切	新潟県中頸城郡妙高高原町	田切～関山	2	
058	せき山	関山	新潟県中頸城郡妙高村	関山～新井	3	
059	新井	新井	新潟県新井市	新井～高田	2.5	
060	高田	高田	新潟県上越市	高田～今町	2	8
061	今町	直江津今町	新潟県上越市	今町～右間川	4	
062	右ま川	右間川	新潟県上越市	右間川～能生	2	
063	のふ	能生	新潟県西頸城郡能生町	能生～糸魚川	4	
064	いとい川	糸魚川	新潟県糸魚川市	糸魚川～青海	4	
065	ヲふみ	青海	新潟県西頸城郡青海町	青海～市振	2	
066	ふり	市振	新潟県西頸城郡青海町	市振～泊	2	
067	とまり	泊	富山県下新川郡朝日町	泊～横山	2	
068	よこ山	横山	富山県下新川郡入善町	横山～入善	1	
069	入せん	入善町	富山県下新川郡入善町	入善～杓掛	2	
070	くツかけ	杓掛	富山県黒部市	杓掛～三日市	2	
071	三日一	三日市	富山県黒部市	三日市～魚津	3	
072	おふ津	魚津	富山県魚津市	魚津～上市	4	
073	かみ一	上市	富山県中新川郡上市町	上市～岩峠寺	3	
074	岩倉	岩峠寺	富山県中新川郡立山町	岩峠寺～芦峯寺	2.5	
075	足倉	芦峯寺	富山県中新川郡立山町	芦峯寺～立山室堂	9	
076	立山室堂	立山室堂	立山	立山室堂～立山雄山山頂	1	
077	御前	立山雄山山頂	立山			
078	地獄谷	立山地獄谷	立山			
079	立山室堂	立山室堂	富山県中新川郡立山町			
080	足倉	芦峯寺	富山県中新川郡立山町	芦峯寺～岩峠寺	2.5	
081	岩倉	岩峠寺	富山県中新川郡立山町	岩峠寺～富山	4	
082	戸山	富山	富山県富山市	富山～小杉	3.5	
083	小杉	小杉	富山県射水郡小杉町	小杉～高岡	2	
084	高岡	高岡	富山県高岡市	高岡～石動	4	
085	ゆぐるき	石動町	富山県小矢部市石動町	石動～竹橋	3	
086	竹橋	竹橋	石川県河北郡津幡町	竹橋～津幡	1	
087	つ者田	津幡	石川県河北郡津幡町	津幡～金沢	4	
088	金沢	金沢	石川県金沢市	金沢～鶴来	4	
089	つるき	鶴来	石川県石川郡鶴来町	鶴来～佐良	4	
090	さら	佐良	石川県石川郡吉野谷村	佐良～尾添	3	
091	おそ	尾添	石川県石川郡尾口村	尾添～白山六道室	9	
092	白山六道	白山六道室	白山	白山六道室～白山御前峰		
093	御前	白山御前峰	白山			
094	石土白	石徹白	福井県大野郡和泉村	石徹白～長滝	3	
095	長滝	長滝	岐阜県郡上郡白鳥町	長滝～白鳥	1	
096	白鳥	白鳥	岐阜県郡上郡白鳥町	白鳥～剣	2	
097	つるき	剣	岐阜県郡上郡大和村	剣～八幡	3	
098	八まん	八幡	岐阜県郡上郡八幡町	八幡～荊安	3.5	
099	かりや寿	荊安	岐阜県郡上郡	荊安～須原	2.5	
100	洲原	須原	岐阜県美濃市	須原～河和	2	
101	かうわ	河和 (上河和)	岐阜県美濃市	河和～関	1.5	
102	せき	関	岐阜県関市	関～犬山	3	
103	いぬ山	犬山	愛知県犬山市	犬山～小牧	2.5	
104	こまき	小牧	愛知県小牧市	小牧～名古屋	3	
105	なこや	名古屋	愛知県名古屋市中区	名古屋～小鈴谷	11	
106	こす可や	小鈴谷	愛知県常滑市	小鈴谷		



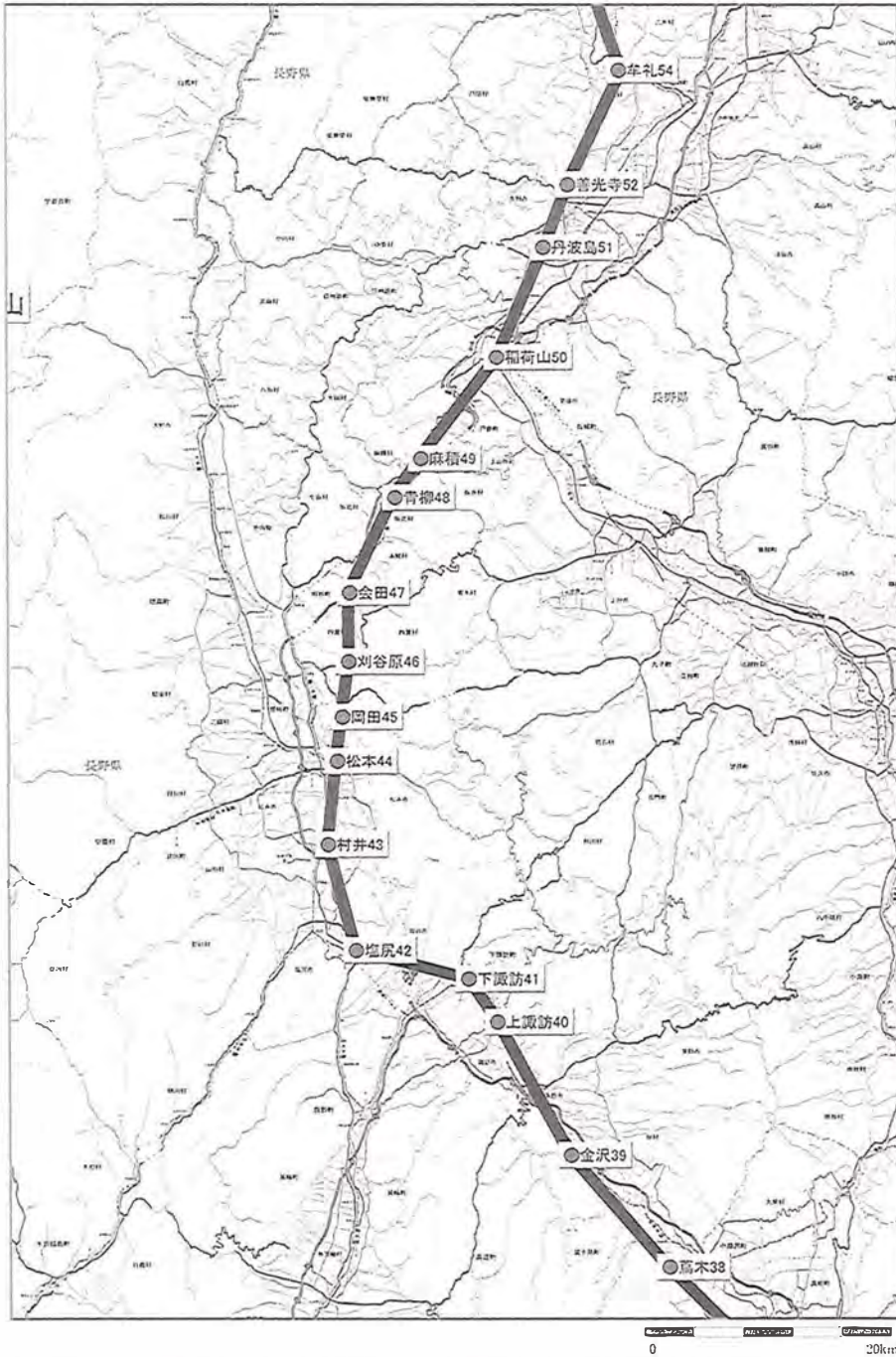
第1図 『三禅定之通（延宝4年）』（鈴湊資料館所蔵）にみる巡拝コース その1
本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2』を使用して製図した。



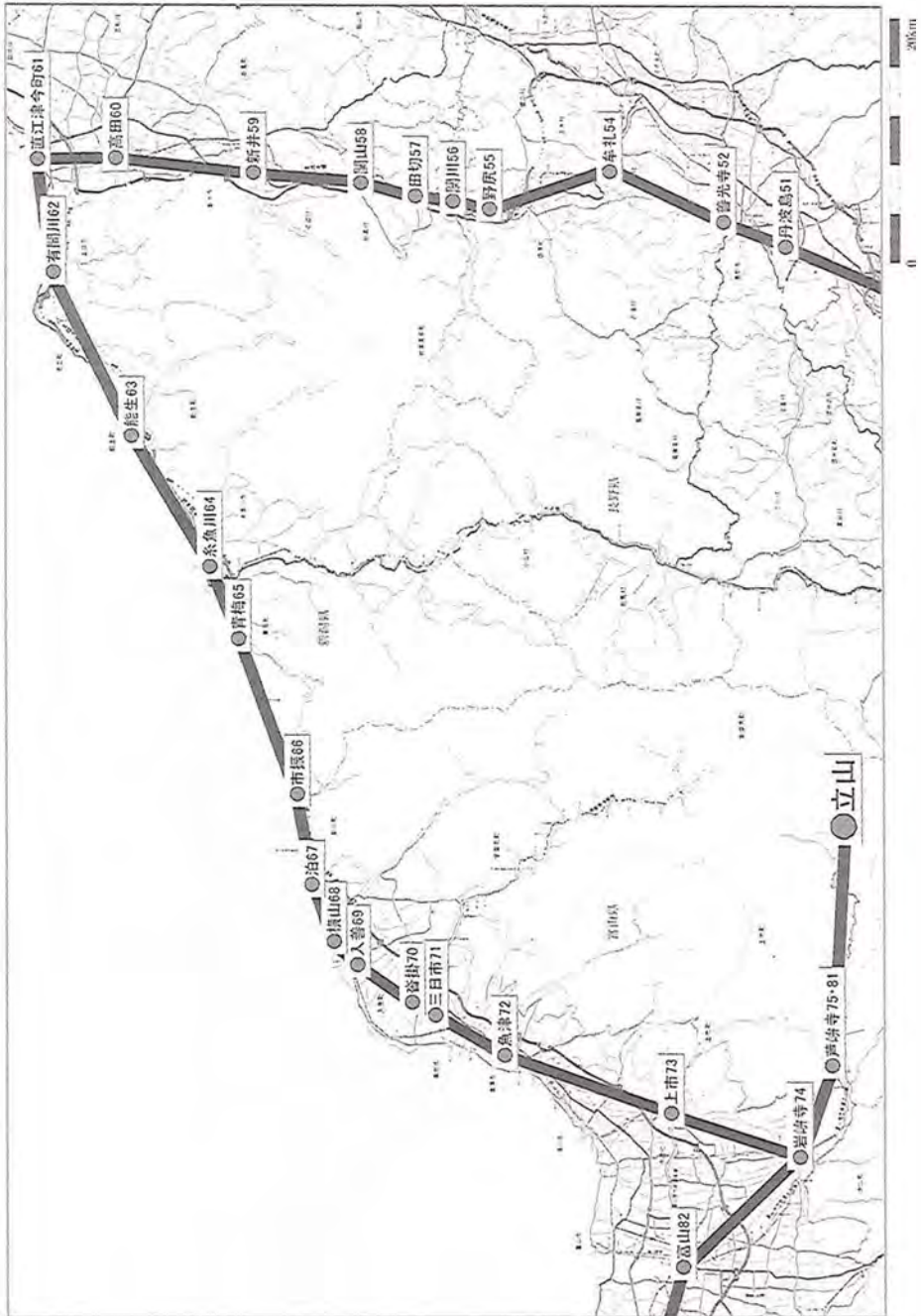
第1図 『三禪定之通(延宝4年)』(鈴湊資料館所蔵)にみる巡拝コース その2
本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッブル・デジタル2!』を使用して製図した。



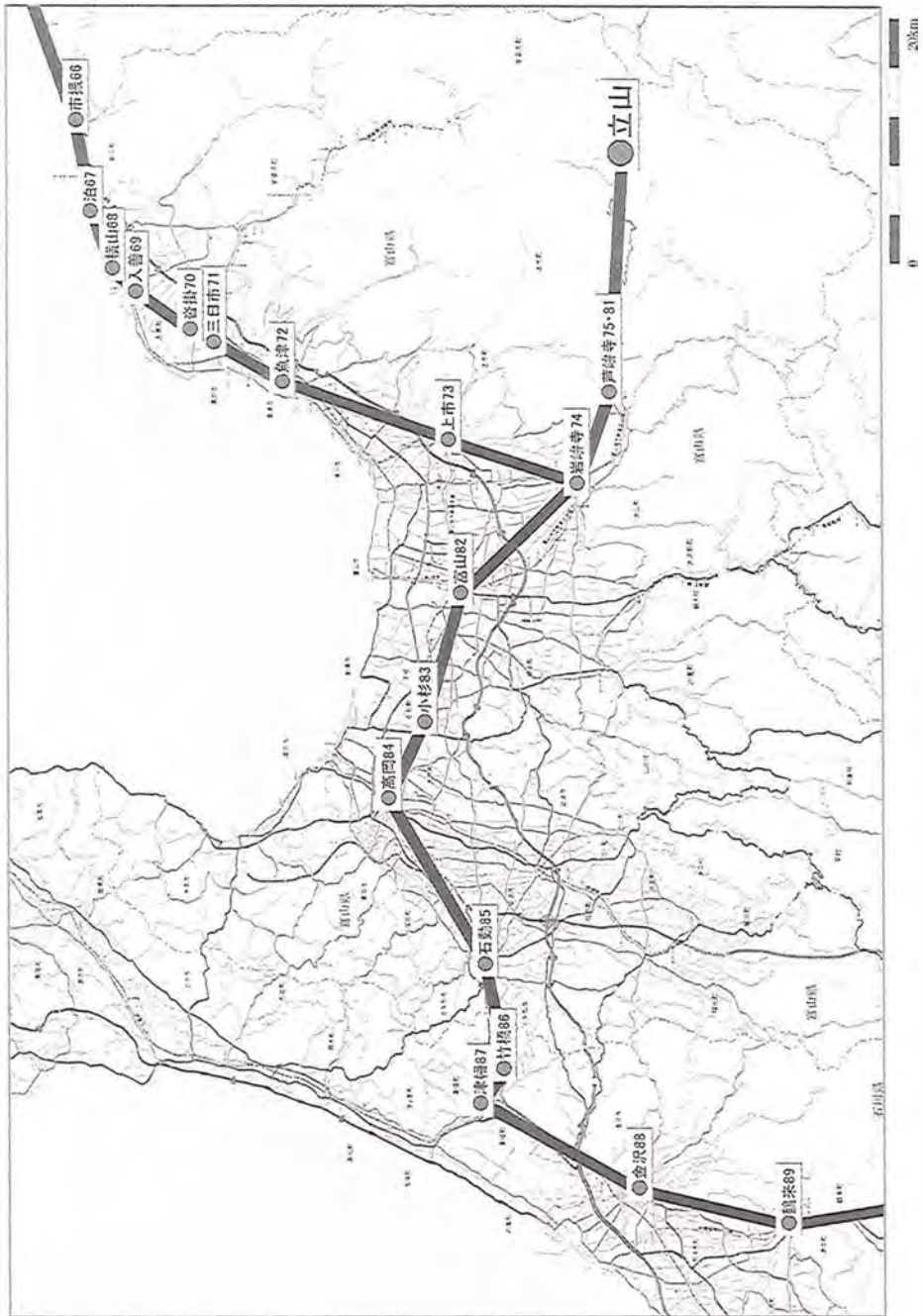
第1図 『三禪定之通（延宝4年）』（鈴溪資料館所蔵）にみる巡拝コース その3
本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッブル・デジタル2』を使用して製図した。



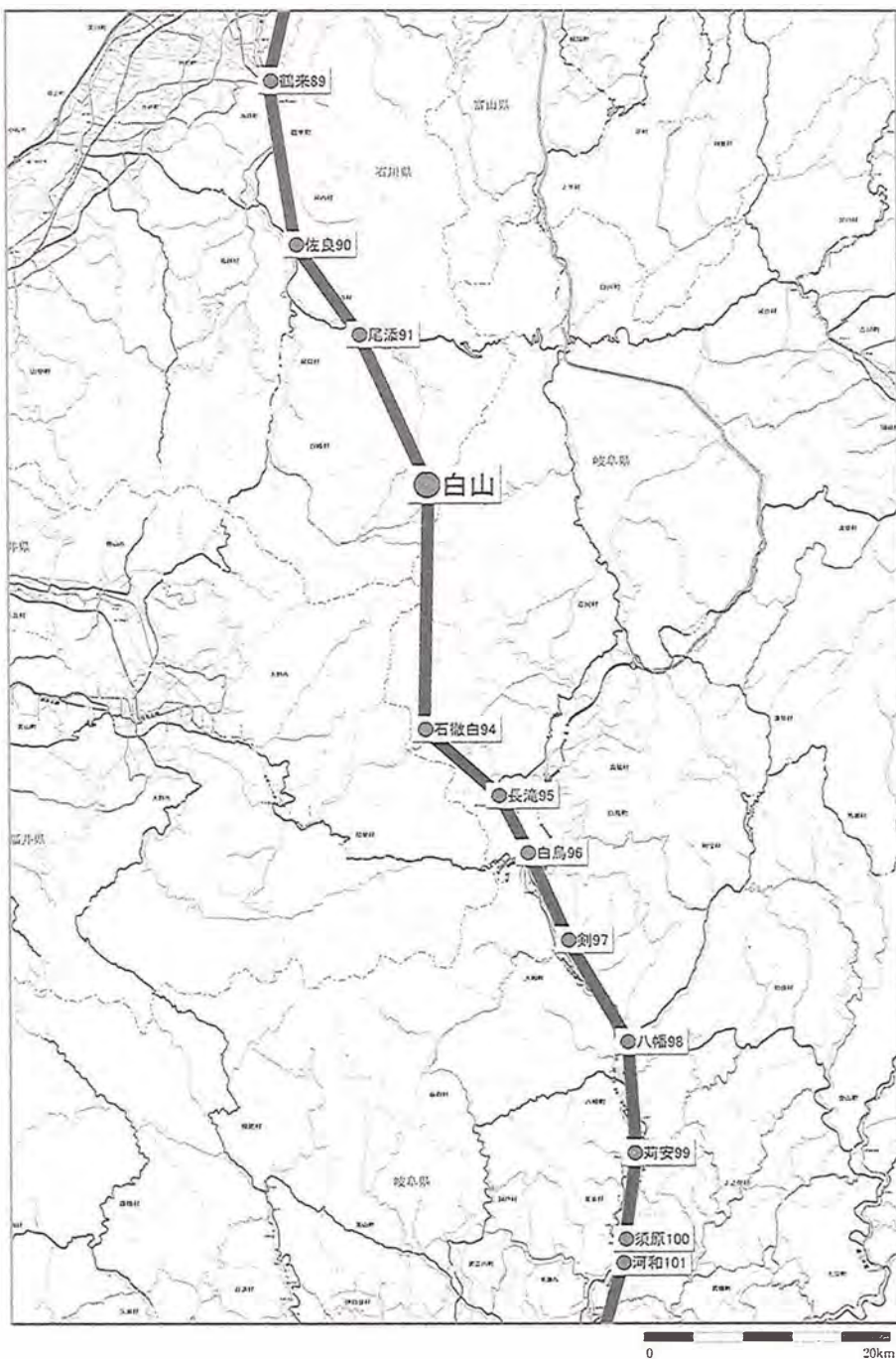
第1図 【三禪定之通（延宝4年）】（鈴湊資料館所蔵）にみる巡拝コース その4
 本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッブル・デジタル2』を使用して製図した。



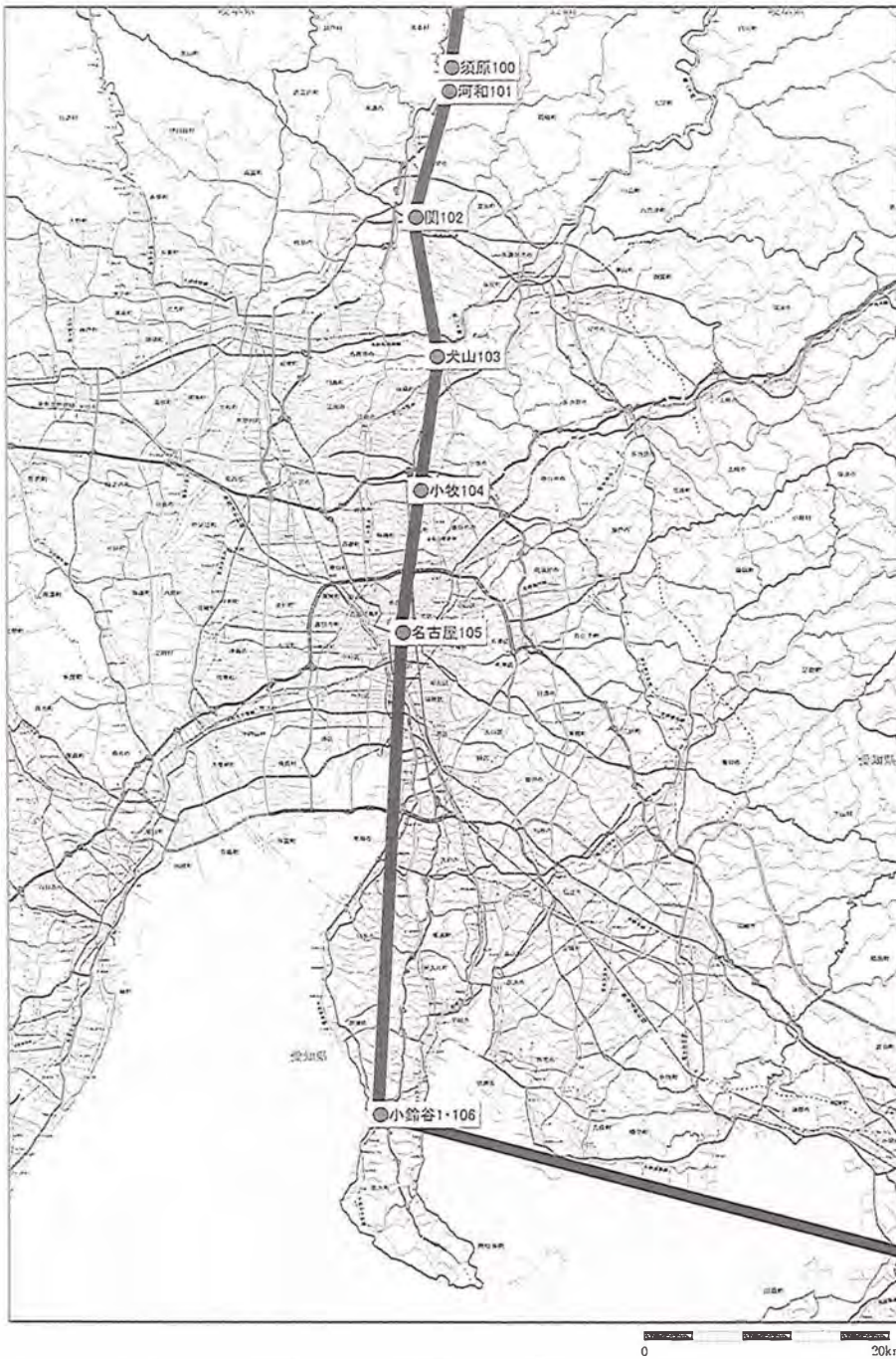
第1図 『三禅定之通(延宝4年)』(鈴溪資料館所蔵)にみる巡拝コース その5
 本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2』を使用して製図した。



第1図 『三禪定之通(延宝4年)』(鈴溪資料館所蔵)にみる巡拝コース その6
 本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジタル2』を使用して製図した。



第1図 『三禪定之通（延宝4年）』（鈴湊資料館所蔵）にみる巡拝コース その7
本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッブル・デジタル2』を使用して製図した。



第1図 『三禅定之通（延宝4年）』（鈴溪資料館所蔵）にみる巡拝コース その8
本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッブル・デジタル2』を使用して製図した。

(1676)『三禪定之通』¹⁰⁾(写真1、その1～5)と題する帳冊が所蔵されていることを教えていただき、あわせて同史料の写真も送っていただいた。後日、筆者自身も現地に赴き、同史料の閲覧と写真撮影を行い、さらに早速史料の内容を検討したところ、この史料はその頃既に本州の中心部に富士山・立山・白山を巡拝する壮大な巡礼コースが確立していたことを示すものであることがわかった。

同帳には、その内容の一部として「三禪定道」と題し、知多郡常滑の小鈴谷から出発し、富士山・立山・白山を巡拝して小鈴谷にもどる道程が記されている。その具体的な内容として、経由地や里程を一覧表で示したものが第1表であり、経由地を地図上におとし込んで示したものが第1図(その1～8)である。なお、主な経由地は次の通りである。

小鈴谷(尾張国)→高師(三河国)→白須賀→新居→浜松→見付→袋井→掛川→金谷(以上、遠江国)→島田→藤枝→岡部→府中→江尻→由比→蒲原→岩本→大宮→村山→富士山(以上、駿河国)→吉田→川口→藤野木→甲府→萑崎→台ヶ原(以上、甲斐国)→葛木→金沢→上諏訪→下諏訪→塩尻→松本→刈谷原→青柳→稲荷山→善光寺→牟礼(以上、信濃国)→関川→関山→高田→今町→能生→青梅→市振(以上、越後国)→泊→入善→三日市→魚津→上市→岩崎寺→芦崎寺→立山→芦崎寺→岩崎寺→富山→高岡→石動(以上、越中国)→竹橋→金沢→鶴来→尾添→白山(以上、加賀国)→石徹白(越前国)→長滝→白鳥→八幡→関(以上、美濃国)→犬山→小牧→名古屋→小鈴谷(以上、尾張国)。

ところで、この帳冊の表紙の裏面(写真1・その2)に富士山・立山・白山のそれぞれの山名と禪定登山の期日(月日のみ)が記されており、さらにその左側に「康永三年大暑天泰隆記」と記されている。これらの記載が一連のものであれば、康永3年は南北朝時代で1344年に当たるから、その頃には三山禪定が成立していたことになる。ただし、「康永三年大暑天」の文字は、他の部分の文字と筆致が異なっているように見え、おそらく同時期に記されたものではないように思われる。いずれにせよ、この記載だけで三山禪定が南北朝時代に成立していたことを判断することは難しい。

さて、この他にも、江戸時代前期における中部東海地方の人々の三山禪定に対する意識をうかがわせる史跡がある。すなわち、愛知県春日井市の村中治彦氏は寛政4年(1796)の池田町屋村の古絵図(岐阜県多治見市内)を分析され、それに描かれた通称「池田富士」の山頂に、延宝8年(1680)、富士山・白山・立山の三山を祀った祠が造られたことを発見された(絵図の池田富士山頂には「富士山 白山 立山 此三社□(一字判読できず)一山ト申、道心初詣仕候。延宝八申年 寛政四子年迄百十三年二成」

と注記されている)。さらに、村中氏は現地調査によって、その祠が現存していることも確認している。これはいわば、富士塚と同じような意味をもつものだったと思われる。地元の容姿端麗な山を富士に見立て、それを登拝することで、富士山の禪定登山はもちろん白山・立山の禪定登山も含む、いわゆる三山禪定を成し遂げたことにしていたのだろう。

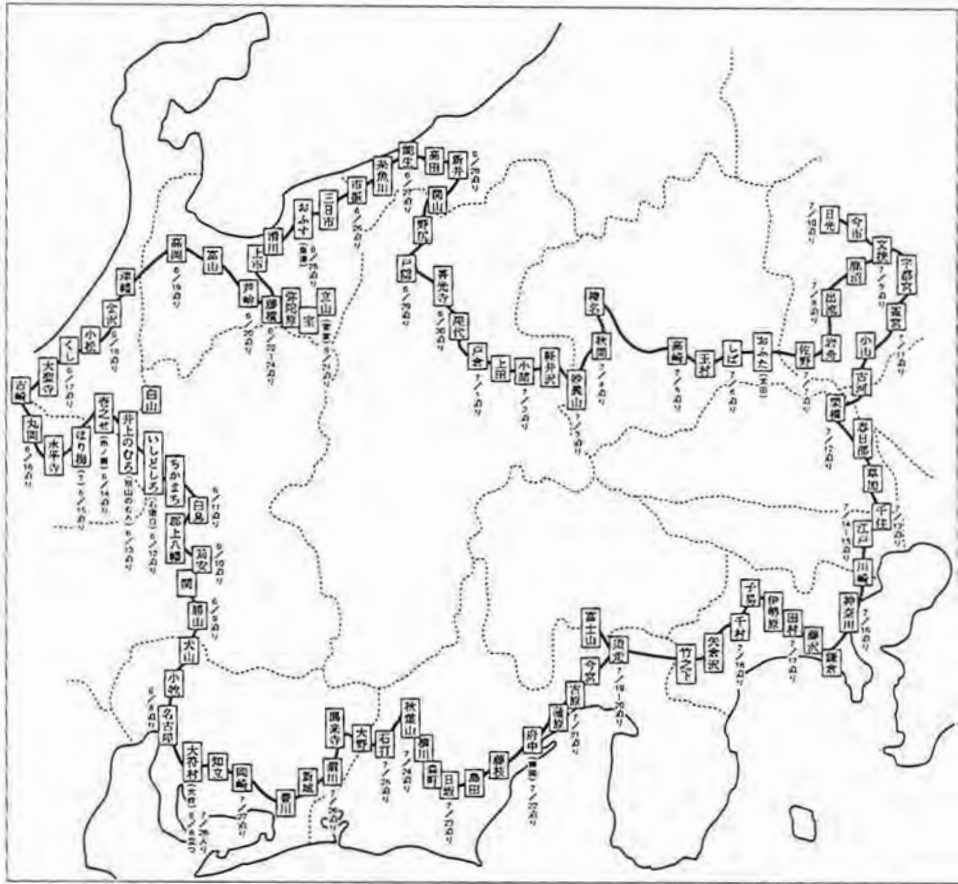
次に、地元立山山麓芦峯寺と岩峯寺の衆徒たちのあいだで三山禪定に対する意識が何時期からみられるかを、あくまでも文献史料のうえで確認しておきたい。芦峯寺衆徒については、同寺衆徒・神主が延宝2年(1674)8月15日付けで加賀藩寺社奉行永原左京・笹原織部に宛てた書き上げに、「～(前略)～右如申上ル芦峯之庄立山中宮嬭堂と申は日本三禪定之一山ニ而御座候故、～(後略)～」¹¹⁾との文言がみられる。

また、同寺衆徒・神主が翌延宝3年(1675)4月付けで加賀藩郡奉行石黒源右衛門・山村市十郎に宛てた書き上げにも、「～(前略)～右申上ル趣、蘆峯之庄立山中宮嬭堂ト申ハ、日本ニ三禪定之一山ニ御座候故、～(略)～」¹²⁾との文言がみられる。

岩峯寺衆徒については、延宝5年(1677)4月28日付けで加賀藩に宛てた岩峯寺高物成に関する書類の芦峯寺側の写しに、「一立山大権現は伊弉諾命・刀尾天神。御本地は阿弥陀如来・不動明王。新拜主給諸堂数四拾七社。谷ニハ一百三拾六地獄現目前、日本三禪定之峯ニ而御座候。」¹³⁾との文言がみられる。

これらの史料から、おそらく江戸時代の延宝期(1673～1680)には三山禪定が既に確立していたとみられ、世間的にもある程度認知され、その巡拝コースで立山禪定登山に訪れる人々が存在していたことが推測される。一方、芦峯寺や岩峯寺の衆徒たちの側では、立山が世間的に三山禪定の一禪定所と認知されていることを自分たちの誇りとし、それを加賀藩に上申しているのである。

ところで、江戸時代前期と後期の三山禪定コースを比べると、江戸時代前期においては、延宝4年(1676)『三禪定之通』に示されるように、それはあくまでも富士山・立山・白山の禪定登山を主体としたものであり、富士山の禪定登山の際には駿河国から富士山に登頂し、その後、甲斐国に下り、さらに信濃国・北陸へと向かっている。しかし、それが江戸時代後期になると、文政6年(1823)の大府百姓の『三山道中記』などに示されるように、駿河国から富士山に登頂し、再び駿河国側に下り、その後東海道で江戸に向かい、さらに日光にまで及び、巡拝コースが著しく拡大されている(第2図)。このように、三山禪定のコースは江戸時代前期から江戸時代後期へと時代が進むにつれ、拡大しているのである。



第2図 『三山道中記（文政6年）』（大府市個人所蔵）にみる巡拝コース

2 芦峯寺宿坊家衆徒が日本国内各地で形成した檀那場の分布状況

芦峯寺宿坊家の衆徒たちが日本国内の各地で形成した檀那場の分布状況については、これまで拙著『立山信仰と立山曼荼羅』¹⁴⁾と『近世立山信仰の展開』の2冊のなかで複数の宿坊家を対象として一覧表や分布図などを用いながら詳しく提示してきた。そこで、これらの著書のデータを活用して檀那場の分布状況を第2表として提示しておきたい。

一方、芦峯寺一山会所蔵の古記録や他の史料などからも断片的に宿坊家の配札地域が確認できるので、それを第3表として提示しておきたい。

さて、上記の表にもとづき、文献史料で確認が可能なものに限って、各宿坊家が廻檀配札活動で訪れた国をあげてみると（五十音）、吉祥坊は江戸・武蔵国・美濃国、教算

第2表 芦峯寺宿坊家の檀那帳にみる檀那場の分布状況

順	史料名	使用宿坊名	配札地	規模	成立年代	史料の種類	所収文書	所蔵	法量
001	芦峯寺日光坊らの美濃国・尾張国・三河国での檀那場形成を示す慶長9年の断简文書	芦峯寺日光坊	美濃国・尾張国・三河国	不明	慶長9年(1604)	断简文書	日光坊文書	芦峯寺日光坊	縦27.5×横37.5(断简)
002	表題なし。廻檀配札地が江戸及びその近郊の檀那帳。	記載なし(芦峯寺宝泉坊か?)	日本橋区・京橋区・神田区・芝区・麻布区・赤坂区・麹町区・四谷区・牛込区・小石川区・本郷区・浅草区・下谷区・深川区・本所区・荏原郡・南豊島郡・北豊島郡・神奈川県東多摩郡・西多摩郡・南多摩郡・北多摩郡・埼玉県入間郡・千葉県望加味郡・同富津市・同館山市・同夷隅郡・群馬県高崎市	信徒数402人、宿数18軒	不明(享保7年頃か?)	檀那帳		芦峯寺雄山神社	縦11.0×横33.0(長帳)
003	旦那帳 立山権教坊 寛保三癸亥年九月吉祥	芦峯寺権教坊	飛騨国(古城郡)・尾張国(春日井郡・愛知郡)・三河国(宝飯郡・幡豆郡・深美郡)・遠江国(豊田郡・磐田郡・山名郡・佐野郡)・駿河国(志太郡・益津郡・富士郡・有渡郡・敷知郡)・相模国(足柄下郡・鎌倉郡・大住郡)	廻檀付数74村、信徒数221人、宿数19軒、74村のうち16村は信徒名を記載せず村中と表記されている。	寛保03年(1743)09月	檀那帳		芦峯寺雄山神社	縦11.8×横33.5(長帳)
004	諸檀邸御祈禱之覚帳 越中国善道坊 寛政五癸丑天九月吉祥日	芦峯寺善道坊	三河国(額田郡・幡豆郡・宝飯郡・深美郡・八名郡・設楽郡)	廻檀付数194村、信徒数1090人	寛政05年(1793)09月	檀那帳	善道坊文書	富山県[立山博物館]	縦30.2×横20.7(袋綴)
005	御祈禱之覚帳 寛政十二歳庚申二月吉祥日(裏表紙)立山芦峯寺教算坊	芦峯寺教算坊	大坂三郷北組・南組・天満組(東区・西区・南区)・大阪市・天王寺区・浪速区)・近江国(坂田郡)	信徒数218人、宿数2軒	寛政12年(1800)02月	檀那帳		芦峯寺雄山神社	縦12.5×横33.7(長帳)
006	立山芦峯寺相善坊	芦峯寺相善坊	越中国(射水郡)・能登国(鹿島郡・鳳至郡・珠洲郡)	廻檀付数54村、信徒数488人、宿数61軒	不明(文政10年頃か?)	檀那帳		芦峯寺雄山神社	縦12.6×横30.6(長帳)
007	東福旦那帳 越中立山福泉坊 嘉永元戊申天三月良辰	芦峯寺福泉坊	江戸(下谷区・本郷区・小石川区・牛込区・神田区・京橋区・浅草区・深川区・芝区・北豊島郡)・武蔵国(狹沢郡・足立郡・埼玉郡・荏原郡・橋野郡・都筑郡)	江戸の信徒数は25人、宿数1軒、武蔵国については未調査。	嘉永01年(1848)03月	檀那帳		芦峯寺雄山神社	縦12.0×横16.5(横帳)
008	加賀能登宿所改帳 芦峯寺 嘉永元申歳八月大吉日	芦峯寺一山	加賀国(能美郡・石川郡)・河北郡・江沼郡)・能登国(珠洲郡・鳳至郡・鹿島郡・羽咋郡)・越中国(婦負郡・新川郡・射水郡)	対象村数1757村	嘉永01年(1848)08月	宿所改帳		芦峯寺大仙坊	縦12.5×横35.5(長帳)
009	御祈禱檀那覚帳 立山善道坊 嘉永三年庚正月吉日	芦峯寺善道坊	飛騨国(益田郡)・尾張国(中島郡)・三河国(額田郡・幡豆郡・宝飯郡・深美郡・八名郡・設楽郡)	廻檀付数約180村(重複する場合も含む)、信徒数1487人、宿数87軒	嘉永03年(1853)01月	檀那帳	善道坊文書	富山県[立山博物館]	縦12.0×横17.3(横帳)
010	御祈禱門(1字摩托、判読できず)。(裏表紙)越中国法宝泉坊。宝泉坊の江戸の檀那帳(嘉永6年)	芦峯寺宝泉坊	日本橋区・京橋区・神田区・芝区・麻布区・赤坂区・麹町区・四谷区・牛込区・小石川区・本郷区・下谷区・浅草区・深川区・本所区	信徒数369人、宿数3軒	嘉永06年(1853)	檀那帳	越中立山古記録第2巻	芦峯寺一山会	縦15.0×横20.5(横帳)
011	安房国上総国旧配札詩 安政三辰年四月吉辰日(裏表紙)石川県下越中国上野川郡立山芦峯寺旧福泉坊コト佐伯音辨改。代理岡山同村四十四番地佐伯左内。	芦峯寺福泉坊	上総国(望加味郡・周淮郡)・天羽郡)・安房国(平郡・朝夷郡・長狭郡)	廻檀付数89村、信徒数383人、宿数18軒	安政03年(1856)04月	檀那帳		芦峯寺大仙坊	縦12.2×横17.5(横帳)

福江 充／富士山・立山・白山の三山権定と芦峯寺宿坊家の檀那場形成過程

館庫	史料名	使用宿坊名	配札地	規模	成立年代	史料の種類	所収文書	所蔵	法量
012	表題なし。廻楨配札地が上総国・安房国の楨那帳。	芦崎寺福泉坊	上総国(望陀郡・周淮郡・天羽郡)・安房国(平郡・朝夷郡・長狭郡)	廻楨付枚95付、信徒数397人、宿数22軒	不明(安政3年頃か?)	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.7×横17.5 (楨帳)
013	祠堂金受納覚帳 安政四茂	記載なし(芦崎寺福泉坊か?)	美濃国(上岐郡・可見郡・可茂郡・惠那郡)・尾張国(愛知郡・春日井郡・中島郡・丹羽郡・桑原郡)	祠堂金の寄進者数68人、祠堂金の総額(安政4年～慶応3年まで)は183兩1分2厘40疋	安政04年(1857)	祠堂金受納帳	善道坊文書	富山県 [立山博物館]	縦11.1×横17.7 (楨帳)
014	御宿持楨那帳(部分摩耗、判読できず)申歳八月吉日	芦崎寺吉祥坊	日本橋区・京橋区・神田区・芝区・麻生区・赤坂区・麹町区・四谷区・牛込区・小石川区・本郷区・下谷区・浅草区・深川区・本所区・南豊島郡・佐原郡	信徒数312人、宿数19軒	不明(万延元年か?)	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦14.0×横18.0 (楨帳)
015	東郡楨那帳 越中立山宝泉坊興孫控 慶応二年寅正月日	芦崎寺宝泉坊	赤坂区・浅草区・麻布区・牛込区・神田区・京橋区・麹町区・小石川区・下谷区・芝区・日本橋区・深川区・本郷区・四谷区・南葛飾郡・北豊島郡・南豊島郡・武蔵国横浜・上野国・三河国西尾	信徒数88人、宿数軒(楨那帳に記載されている分、実際にはかなり多い)	慶応02年(1866)01月	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦11.9×横17.8 (楨帳)
016	立山講社口口口(摩滅、判読できず)明治十五年二月口口口(摩滅、判読できず)	記載なし	廻楨配札地が関東甲信越(新潟県・長野県・群馬県・埼玉県)の楨那帳。新潟県(中頸城郡・西頸城郡・北蒲原郡)・長野県(上木内郡・更級郡・埴科郡・小県郡・北佐久郡・南佐久郡・上高井郡・西筑摩郡・東筑摩郡・南安曇郡)・群馬県(碓氷郡・西群馬郡・碓野郡・北甘楽郡・邑楽郡・利根郡・山田郡・碓波郡)・埼玉県(大里郡・北足立郡・賀美郡・榛沢郡・男衾郡・碓氷郡・入間郡・北埼玉郡)・東京都府(北豊島郡)	廻楨付枚159付、信徒数493、宿数と休憩所数合計105軒	明治15年(1882)02月	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.1×横17.8 (楨帳)
017	武蔵国佐原橋樹百部講社旧宝泉坊・旧吉祥坊・旧福泉坊 明治十七年十二月吉日改	芦崎寺宝泉坊・吉祥坊・福泉坊のいずれか	武蔵国(佐原郡・橋樹郡)	未調査	明治17年(1884)12月	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.0×横17.8 (楨帳)
018	尾張国名古屋折持配楨口(欠損)北国立山旧福泉坊(欠損)佐伯音口(欠損)明治十八年乙酉五月	芦崎寺福泉坊	名古屋市中区・東区・西区・中村区・中川区・熱田区)	信徒数164人、宿数14軒	明治18年(1885)05月	楨那帳	善道坊文書	富山県 [立山博物館]	縦14.5×横19.0 (楨帳)
019	立山講社名記廻同簿 持寄別帳 武蔵国 佐原郡・橋樹郡・都筑郡 明治二十二年十一月改(裏表紙)富山県越中国上野原郡立山芦崎寺旧宝泉坊立山共会部長佐伯左内代孫白鳥持利官兼佐伯水海明治二十二年十一月改之六十三二書	芦崎寺宝泉坊	佐原郡・橋樹郡・都筑郡・久良岐郡・相模国三浦郡	信徒数246人、宿数18軒	明治22年(1889)11月	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.1×横17.8 (楨帳)
020	立山講社名記廻同簿 東京市区 明治二十二年十一月改之(裏表紙)富山県越中国上野原郡立山芦崎寺旧宝泉坊コト白鳥持利官兼立山共会副長兼中講義佐伯左内代理少講義佐伯水海持寄別帳立山持社社務所	芦崎寺宝泉坊	日本橋区・京橋区・神田区・芝区・麻生区・赤坂区・麹町区・四谷区・牛込区・小石川区・本郷区・下谷区・浅草区・深川区・本所区・南葛飾郡・南豊島郡	信徒数291人、宿数27軒、受納金額3110銭	明治22年(1889)11月	楨那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.1×横18.0 (楨帳)

索引	史料名	使用宿坊名	配札地	規模	成立年代	史料の種類	所収文書	所載	法量
021	立山・越前国・石川郡 徳国 明治二十一年(癸卯) 富山県中国 折持山 立山 寺 寄附 香道山 立山 寺 寄附 香道山 立山 寺 寄附 香道山 立山	芦崎寺宝泉坊	能登国(鹿島郡・鳳至郡・珠洲郡)	廻檀目 490目、戸数 2089戸、信徒数4195 人、宿 492軒、江戸 時代は芦崎寺寄附 坊の檀那場だった。	明治23年 (1890) 01月	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦24.0×横17.0 (横張)
022	立山講社入寺 明治 二十六年	芦崎寺相坊	東京都(浅草区・本所区・神田区・日本橋区・赤坂区・小石川区・ 深川区・北豊島区)・埼玉県(北足立郡・新塚郡)	掲 募人数20人、受 捐金額120銭。	明治26年 (1893)	立山講社 入寺	相 坊 文書	芦崎寺 相坊	縦24.0×横18.0 (袋綴)
023	立山祈禱所定立山郡 同記 富山県 立山 寺 寄附 立山香道坊 切 治三十四年旧正月吉日	芦崎寺善道坊	三河国(額田郡・宝飯郡・幡豆郡・渥美郡)	廻檀村数82村、信 徒数886人、宿数 61軒	昭和30年 (1997) 01月	檀那帳	善道坊 文書	富山県 立山博 物館	縦12.3×横16.5 (横張)
024	信徒人名 立山大仙坊 昭和参年辰(真衣祇) 愛知県 昭和参年辰	芦崎寺大仙坊	愛知県	未調査	昭和03年 (1928)	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦11.5×横17.8 (横張)
025	大仙坊檀家供養帳 参考に 残す。昭和 昭和二年 春 第19号 概不明 にて多分帳を他冊に付した 処見であったもの残存	芦崎寺大仙坊	愛知県(名古屋市中区・半田市・一宮市・稲沢市・岩倉市・小牧市・ 江南市・海部郡・丹羽郡・栗原郡・西春日井郡)・岐阜県(羽島 郡)	信徒数146人、例 堂金額235円	昭和43年 (1968)	祠堂金受 納帳		芦崎寺 大仙坊	縦8.8×横22.5 (袋綴)
026	加徒き下おき(ほう)志やう ひふ 表留帳 札数 名上 組頭 百姓あつため号 (表 表) 丑/十二月 越中国	記載なし	上総国(市原郡)・下総国(匝瑳郡・海上郡)・常陸国(河内郡・ 信太郡)	廻檀村数37村、信 徒数144人、寺院 数 9軒	不明(江戸 時代中期 ~後期)	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.5×横32.5 (長張)
027	表題なし。廻檀配札地 が常陸国・下総国・上総 国の檀那帳。	記載なし	上総国(武射郡)・下総国(香取郡・匝瑳郡・海上郡・相馬郡)・ 常陸国(信太郡・川内郡)	廻檀村数62村、信 徒数 100人、宿 49軒、 寺院数2軒	不明(江戸 時代中期 ~後期)	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦12.5×横32.5 (長張)
028	表題なし。越中宿所改帳、芦 崎寺宿坊家の地域別宿者 割り当てのための基本台帳	芦崎寺一山	越中国(砺波郡・射水郡・新川郡・越前郡)	対象村数955村	不明(江戸 時代後期)	宿所改帳		芦崎寺 大仙坊	縦3.0×横34.5 (長張)
029	檀家委託宿所改帳 宝泉坊候 成で表紙に記した表題 本帳は 1) 勘の番き付けの帳目と別	芦崎寺権教坊 か?	駿河国(志太郡・登津郡)・遠江国(榛原郡)	信徒数(戸数)165人、 寺院数2軒、信徒なし 2件、村中3件	不明(江 戸時代終 末期)	勘進記		芦崎寺 一山会	縦23.3×横17.0 (袋綴)
030	表題なし。廻檀配札地 が駿河国の檀那帳。	記載なし	駿河国(登津郡・志太郡)	未調査	不明(江 戸時代終 末期)	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦16.0×横42.0 (長張)
031	(慶長)改正 折持山(寄真) 帳 丑月(真衣祇)福泉坊	芦崎寺福泉坊	信濃国(筑摩郡・安曇郡)	廻檀村数48村、信 徒数延べ1086人、 宿 485軒	不明(江 戸時代終 末期)	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦11.8×横16.8 (横張)
032	北国立山福泉坊 (真 衣祇)折持山(寄真) (慶長)	芦崎寺福泉坊	廻檀配札地が美濃国・尾張国の檀那帳。美濃国(上岐郡・可 児郡・丹羽郡)加茂 郡(八郎・厚見郡)・尾張国(春日井郡・ 中島郡・丹羽郡・栗原 郡)名古屋東在、名古屋西在	廻檀村数77村、信徒数 1829人、宿数38軒、名 屋下(分)については 宿帳に名古屋東在、西 在とだけ記載され、信徒 数などの記載はない。	不明(明 治時代初 期)	檀那帳		芦崎寺 雄山神社	縦13.5×横20.0 (横張)
033	表題なし。芦崎寺日光坊の 廻檀配札地が尾張国の檀那帳	芦崎寺日光坊	尾張国(愛知郡・海東郡・海西郡・知多郡)・伊勢国(桑郡)	廻檀村数91村、信徒 数990人、宿数42軒	不明(明 治時代)	檀那帳		芦崎寺日 光坊	縦7.6×横13.8 (横張)

第3表 芦峯寺古記録にみる芦峯寺宿坊家の廻檀配札地

宿坊名	配札地	時期	時期2	掲載史料
宮之坊	尾張国	安政2年(1855)	1855	『越中立山古記録 第2巻』138頁・139頁
宝伝坊	信濃国(古記録2巻134頁)	嘉永6年(1853)	1853	『越中立山古記録 第2巻』134頁
吉祥坊	美濃国(濃州西田原にて廻檀之御、病死仕候。)	文政9年(1826)	1826	『越中立山古記録 第2巻』41頁
教蔵坊	信濃国(信濃国上諏訪神戸村・文出村、越後国糸魚川)	嘉永2年(1849)	1849	『越中立山古記録 第2巻』110頁・111頁
教算坊	越前国	嘉永5年(1852)	1852	『越中立山古記録 第2巻』125頁
福泉坊・ 宝伝坊・ 教蔵坊	信濃国	天保4年(1833)	1833	『越中立山古記録 第2巻』155頁
教蔵坊	越後国(頸城郡)・信濃国(水内郡・小泉郡・安曇郡・筑摩郡・佐久郡・伊那郡)	文政8年(1825)	1825	小矢部市観音寺銅造地藏菩薩半跏坐像銘文(『近世立山信仰の展開』147頁~160頁)
大仙坊・ 等覚坊	美濃国各務芥見村	慶応2年(1866)	1866	「等覚坊江申渡々條」(芦峯寺雄山神社所蔵)、「御請 大仙坊」(芦峯寺雄山神社所蔵)、「近世立山信仰の展開」458頁~463頁
宝伝坊	信濃国(小谷村)	文政13年(1830)	1830	「立山芦峯御 尊前布橋大灌頂勸進記 宝伝坊現住(印) 文政十三寅年正月吉日」、「近世立山信仰の展開」188頁・189頁
相栄坊	江戸	慶応2年(1866)	1866	「東都檀那帳越中立山宝泉坊興脈控 慶応二年寅正月日」(芦峯寺雄山神社所蔵)、「立山信仰と立山曼荼羅」214頁・272頁
実相坊	江戸	慶応2年(1866)	1866	「東都檀那帳 越中立山宝泉坊興脈控 慶応二年寅正月日」(芦峯寺雄山神社所蔵)、「立山信仰と立山曼荼羅」214頁・272頁
泉蔵坊	尾張国(知多郡亀崎)	文久4年(1864)~ 明治2年(1869)	1864~ 1869	「百万遍殊教奇進状」・「立山泉蔵坊百万遍殊教受取状」・「立山泉蔵坊香呂台受取状」(梶川家文書)。「研究紀要No.20」(8頁~26頁、半田市立博物館、1998年)。
宝龍坊	尾張国(知多郡諸川村)	天保7年(1836)	1836	「金子預かり状(知多郡諸川村日高利兵衛より宝龍坊宛)」・「書状(宝龍坊より日高利兵衛宛)」(日高家文書)。「研究紀要No.20」(8頁~26頁、半田市立博物館、1998年)。

坊は大坂・越前国、教蔵坊は越後国・信濃国、権教坊は飛騨国・尾張国・三河国・遠江国・駿河国・相模国、実相坊は江戸、泉蔵坊は尾張国、善道坊は飛騨国・尾張国・三河国、相栄坊は江戸・武蔵国、相善坊は越中国・能登国、大仙坊は愛知県(尾張国)・岐阜県、等覚坊は能登国・美濃国、日光坊は美濃国・尾張国・伊勢国・三河国、福泉坊は美濃国・尾張国・信濃国・江戸・武蔵国・上総国・安房国、宝泉坊は江戸・相模国・武蔵国・上野国・上総国、宝伝坊は信濃国、宝龍坊は尾張国、宮之坊は尾張国、宿坊家不明で新潟県・長野県・群馬県・埼玉県、宿坊家不明で上総国・下総国・常陸国などがあげられる。なお、上記の太字の国名は各宿坊家における主要檀那場を示す。



第3図 芦峯寺衆徒が廻檀配札活動で往還した街道

これらの状況から、あくまでも、現存史料で把握できる範囲内での傾向だが、芦峯寺宿坊家の檀那場は北陸・中部・東海・関東・甲信越など本州中心部に多く分布していることがうかがわれる。特に東海地方の尾張国や関東地方の江戸には比較的多くの宿坊家によって檀那場が形成されている。一方、それより少し外れた地域として、最も西の檀那場は大坂であり、また最も東の檀那場は房総半島や常陸国となっている。芦峯寺一山会や芦峯寺雄山神社、芦峯寺旧宿坊家などが所蔵する文献史料を管見する限り、それより西や東の地域を対象とした檀那帳はみつかっていない。

ところで、芦峯寺各宿坊家は、どのような経路で自坊の檀那場に赴いたのだろうか。各宿坊家が形成した檀那場の分布の状況から、それぞれの宿坊家の各檀那場までの経路を推測すると、次の通りである。

吉祥坊はおそらく、飛騨街道で美濃国・尾張国へ赴き、さらに東海道で江戸に向かったものと思われる。権教坊は飛騨街道で美濃国・尾張国へ赴き、さらに東海道で相模国に向かったものと思われる。善道坊は飛騨街道で尾張国へ赴き、さらに東海道で三河国

に向かったものと思われる。大仙坊は飛騨街道で美濃国・尾張国へ赴いたものと思われる。日光坊は飛騨街道で尾張国へ赴き、さらに東海道で相模国に向かったものと思われる。福泉坊は飛騨街道で美濃国・尾張国へ赴き、さらに中山道で信濃国に向かったものと思われる。その他、北陸道から北国街道・中山道を経て、武蔵国・江戸・上総国・安房国に赴いたものと思われる。宝泉坊は北陸道から北国街道・中山道を経て、武蔵国・江戸・相模国・上総国に赴いたものと思われる。教算坊は北陸道で越前国を経て大坂に赴いている。このような街道にもとづく経路を日本地図におとしてみると第3図のようになり、本州の中心部に大きな「環」ができる。

さて、こうしてできる「環」と前章で指摘した三山禪定のコースを重ね合わせてみるとかなり重複する部分が多い。また、前章で示した芦峯寺宿坊家の檀那場の分布は、概ね三山禪定の「環」状のコースに沿ってか、あるいはその内側に見られることが多い。さらに、江戸時代後期の江戸や日光までをも含めた三山禪定のコースと芦峯寺宿坊家の檀那場の分布状況を比較すると、上記の傾向はさらに強まる。

3 芦峯寺宿坊家の増加と廻檀配札活動の増進

3.1 慶長9年の芦峯寺日光坊文書にみる廻檀配札活動

芦峯寺日光坊所蔵の慶長9年(1604)の断簡文書から、この頃既に芦峯寺衆徒の日光坊や与十郎は尾張国や三河国、美濃国にその規模は不明だが檀那場を形成・保有していたことが確認できる¹⁵⁾。

同文書に記載された村名のうち判読可能なものを書きあげると、尾張国では大佐と村(大里村、尾張国知多郡、現在は東海市)、者年村(羽根村、尾張国知多郡、現在は知多市)、飛那可村(日長村、尾張国知多郡、現在は知多市)、おうの村(大野村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、□志や村(鍛冶屋村か?、尾張国知多郡、現在は知多市)、とこな免四村(常滑4村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、あの村(阿野村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、きすし七村(枳豆志7村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、むき村(椋原村か?尾張国知多郡、現在は阿久比町)などの村名がみられる。なお、これらの村々はいずれも知多郡に所在する。

三河国では、つき村(月村、三河国設楽郡、現在は東栄町)、ちいら村(所在不明)、いも河村(所在不明)などの村名がみられる。

美濃国ではせ気村(関村、美濃国武儀郡、現在は関市)、いくし村(生櫛村、美濃国武儀郡、現在は美濃市)、可さ可ミ村(笠神村、美濃国武儀郡、現在は美濃市)などの

村名がみられる。

さて、この文書の慶長9年（1604）以降は、江戸時代中期まで、芦峠寺衆徒による廻檀配札活動や檀那場の形成・展開過程を具体的に示す史料が全くみられず、その実態は未だ不明な点が多い。

3.2 芦峠寺宿坊家数の増加にともなう廻檀配札活動の拡大の可能性

芦峠寺文書から芦峠寺一山宿坊家の軒数の変遷を追うと、宿坊の総数は延宝2年（1674）には8衆徒12神主で20軒¹⁶⁶、延宝5年（1677）には8衆徒20社人で28軒¹⁶⁷、延宝8年（1680）には7衆徒13社人で20軒¹⁶⁸、正徳2年（1712）には12衆徒15社人で27軒¹⁶⁹、享保期（1716～1735）頃には衆徒家と社人家の内訳は不明だが合わせて32軒¹⁷⁰、元文2年（1737）には衆徒家と社人家の内訳は不明だが合わせて36軒¹⁷¹、宝暦12年（1762）には23衆徒15社人で38軒¹⁷²、明和5年（1768）には23衆徒14社人で37軒¹⁷³、安永9年（1780）には24衆徒13社人で37軒¹⁷⁴、享和元年（1801）には33衆徒5社人で38軒¹⁷⁵となっている。

こうした宿坊家数の推移に対して、その傾向を整理しておく、延宝2年（1674）には、芦峠寺の宿坊家は20軒しかなかったが、それらはその後増減を繰り返しながらも次第に増加し、江戸時代中期までには概ね30軒前後となっている。宝暦12年（1762）以降、宿坊家の総軒数が37軒を下まわることはなかった。さらに、享和元年（1801）以降、33衆徒5社人の内訳で総軒数が38軒に固定されている。なお、衆徒家と社人家の内訳に着目すると、延宝期には衆徒家が8軒を上まわることはなく、たえず社人家の方が多い。江戸時代中期の正徳2年（1712）でも若干社人家の軒数が上まわっている。その後、宝暦期以降は逆に衆徒家の軒数が社人家のそれをたえず上まわるようになった。

以上みてきたように、芦峠寺の宿坊家数は増減を繰り返しつつも享和元年（1801）に38軒に固定されるまで次第に増加しており、おそらく、それにともない廻檀配札活動を行う宿坊家も徐々に増加し、彼らが形成する檀那場も日本各地へと展開していったものと考えられる。

なお、先ほど芦峠寺衆徒による廻檀配札活動や檀那場の形成・展開過程は江戸時代中期までその実態が不明であることを述べた。しかし、そうした活動そのものは、彼らの重要な宗教活動として継続的に行われていたことが芦峠寺衆徒と岩峠寺衆徒の争論に関する文書からうかがわれる¹⁷⁶。すなわちその根拠を述べると、芦峠寺衆徒と岩峠寺衆徒は、宝永6年（1709）から天保4年（1833）までの約125年間、立山の宗教的権利をめぐる激しく争論を繰り返したが、その争点となる項目のひとつに絶えず加賀藩領国内外

での廻檀配札活動の権利があげられているからである。

ところで、延宝2年(1674)の宿坊軒数は20軒であるが、だからといって、当時、この20軒の宿坊家全てが諸国に檀那場を形成し、廻檀配札活動を行っていたとは限らない。以前拙稿において、江戸時代後期の事例ではあるが、実際に廻檀配札活動を行っていた宿坊家の軒数を推測したことがある²⁾。それによると、江戸時代後期には様々な要因から38軒の宿坊家のうち、時期によって宿坊家の顔ぶれは変わるが、およそ25軒から28軒の宿坊家は廻檀配札活動を行っていたものの、残りの13軒から10軒の宿坊家は行っていなかったことを指摘した。こうした事例を考慮するならば、延宝2年(1674)頃においても、20軒の全ての宿坊家が廻檀配札活動を行っていたとは考えにくく、実際に行っていた宿坊家の軒数はもう少し下まわるだろう。

3.3 江戸時代中期以降、檀那帳にみる檀那場と廻檀配札活動の実態

檀那場の具体的な規模や檀家構成などについては、成立年代が確定している史料のうえでは、寛保3年(1743)の芦崎寺権教坊の檀那帳²⁹⁾により、ようやくその一端をうかがうことができる。文献史料上の権教坊の宿坊号の初出は、正徳2年(1712)に芦崎寺衆徒・社人が加賀藩寺社奉行へ宛てた書き上げであり、同坊はその頃には確立していた。同檀那帳からは、当時権教坊が飛騨国・尾張国・遠江国・駿河国・相模国などの各地に檀那場を形成し、廻檀配札活動を行っていたことがわかる。

さらに、もう少し具体的に同坊の檀那場の実態を見ていくと、衆徒が廻檀した村々は74村で、信徒数は221名である。ただし、檀那帳のなかで16村は信徒名を記載せず村中とのみ記載しており、1村に多数の信徒が存在したと考えられ、現実的な信徒総数はこれよりもかなり多いとみられる。なお信徒中、庄屋が11名、名主が7名含まれる。また各地の宿の総数は19軒である。

一方、これとは別に、表題や所有者、作成時期などの記載がみられない檀那帳³⁰⁾で、それに記載された配札地名から江戸及びその周辺国の武蔵国・安房国を檀那場として対象にしているものが現存し、これについては、他の史料との考察で享保期(1716~1735)頃に成立したものと推測している。この檀那帳が対象とする檀那場の実態をみていくと、檀那帳に記載された信徒数は延べ413人、宿数は18軒である。なお、このなかには同姓名・同住所の信徒が11人含まれているので、実質的信徒数は402人である。また、個別信徒名ではなく、「村中」と記載された項目が1件見られる。ところで、江戸及びその周辺国を対象として、享保期頃、既に信徒数の面では江戸時代後期のそれとほぼ同等の規模で檀那場が形成されているといった事実は、さらに必然として芦崎寺衆徒によるこ

の地域での檀那場形成の起源がこの時期より遡ることを示唆し興味深い。

以上みてきたように、上記2冊の江戸時代中期の檀那帳の内容から、その頃までには関東や東海地方に芦峠寺宿坊家の檀那場が開拓・形成されていたことが確認できる。

ただし、これらの檀那帳の形態や檀那帳に見られる記載内容・記載様式からは、江戸時代中期の廻檀配札活動の形態が江戸時代後期の形態ほど完成されたものではなかったことがうかがわれる。すなわち、江戸時代後期の檀那帳には、一般的に護符類をはじめ、針や傷薬・楊枝・箸・元結・経帷子などの諸品の頒布に関する記載、あるいは血盆経納経の予約に関する記載が頻繁に見られる。しかし、ここでとりあげた檀那帳にはこうした記載が全く見られず、ある意味では江戸時代後期の廻檀配札活動における真骨頂ともいべき強力な商業活動的性格がそれほど強くは感じられないのである。

なお、特に江戸及びその周辺国の檀那帳の内容分析から江戸時代中期の檀那場の傾向を指摘するならば、師檀関係の形成について、当時は比較的勧誘しやすい商人・職人・新吉原関係者などを主な対象人として進められ、檀那場はこれらの人々が中核となって支えていたようである。その後、江戸時代後期へと時代が進むにつれて檀那場で対象とする信徒たちの身分に幕臣や藩士たちの武士層の者も増加していき、極端な部分では諸大名や幕末期に老中を勤めた松平乗全（三河国西尾藩主）など、幕閣大名のなかにも芦峠寺宿坊家と師檀関係を結ぶものが出てきたようである。このように、江戸の檀那場の場合、江戸時代中期から後期にかけて、対象とする信徒の身分が次第に高まっていった。

以上、本節では、江戸時代中期における芦峠寺衆徒の檀那場形成と廻檀配札活動が、江戸時代後期のそれと比較すると、檀那場の規模の点ではある程度近づいていたが、対象とする信徒の身分の面や商業的な面でまだまだ成熟したものではなかったことを指摘しておきたい。

3.4 先駆的な日光坊の廻檀配札活動と後発的な他宿坊家の廻檀配札活動

前節で芦峠寺日光坊所蔵の慶長9年（1604）の断簡文書から、この頃既に日光坊は尾張国や三河国、美濃国にその規模は不明だが檀那場を形成・保有していたことを指摘したが、同坊は近世初頭頃から既に芦峠寺宿坊家のなかでは頭角をあらわしていたようである。

天正11年（1583）年の芦峠寺文書³⁰⁾には、芦倉中宮寺として別当（氏名はなし）や地慶とともに日光坊の坊号が並記されており、この頃既に同坊が存在していたことや芦峠寺一山において中核的な地位にいたこと、越中国領主佐々成政とは同心関係にあったことなどがうかがわれる。また、天正14年（1586）の芦峠寺文書³¹⁾にも、その宛て所とし

て日光坊の坊号が単独で見られるので、ここでも日光坊が芦峯寺一山において中核的な地位にいたことや佐々成政との何か特殊な関係がうかがわれる。このような近世初頭の日光坊の権勢と同坊が他の芦峯寺宿坊家に先駆けて、おそらく比較的早い時期から越中の外に檀那場形成を開始することができたこととのあいだには深い関係があったように思われる。

ところで、日光坊は他の宿坊家に先駆けて檀那場を形成し廻檀配札活動を行っていたと考えられるが、他の宿坊家はどうであったか。

そこで、芦峯寺文書から芦峯寺一山を構成する宿坊家の存在状況を幾つかの時期に区切ってみていくと、延宝2年(1674)には衆徒として実相坊・泉蔵坊・大泉坊・龍泉坊・教順坊・玉仙坊・日光坊・金泉坊等、神主として、平左エ門・左平次・善兵衛・宗兵衛・大隅守・権右エ門・与三右エ門・伴右エ門・覚左エ門・五郎兵衛・吉右エ門・吉左エ門等の坊号がみられる³²⁾。

なお、この延宝2年(1764)には、江戸時代後期に充実した檀那場形成及び廻檀配札活動をみせる宝泉坊や福泉坊・権教坊・善道坊・教蔵坊などの坊号はまだみられない。江戸時代中期に入り、正徳2年(1712)には衆徒として泉光坊・三学坊・日光坊・宝泉坊・大仙坊・福泉坊・権教坊・実相坊・金泉坊・玉仙坊・龍泉坊・泉蔵坊らの坊号がみられるようになり、延宝2年(1764)にはみられなかった上記の宝泉坊や福泉坊・権教坊の坊号が加わっている³³⁾。

さて、芦峯寺各宿坊家の起源や変遷を史料上明らかにすることはきわめて困難であるが、宗門改帳などの史料を参考とした上記の宿坊号の変遷などからその成立と確定を推測すると、次のパターンが想定される。①日光坊などのように江戸時代前期には既に衆徒家として確定しており、そのまま幕末まで続く宿坊家。いわゆる芦峯寺では老舗的な宿坊家。②成立当初から社人家だった宿坊家が、社号は江戸時代前期から中期にかけて、あるいは中期から後期にかけてかわるものの、社人家として幕末まで続くもの。③いつの時期からかは不明だが、社人家として成立していた宿坊家が江戸時代前期から中期にかけて、あるいは中期から後期にかけて衆徒家に転身し、それ以後転身することなく衆徒家として確定し幕末期まで続くもの。④江戸時代前期から中期にかけて、あるいは中期から後期にかけて全く新規に成立・確定した宿坊家。⑤大隅守のように江戸時代前期に成立していたが江戸時代中期までに廃絶した宿坊家。

このように、こうした宿坊家の成立・確定といった観点で、あくまでも、各時期の宗門改帳などに衆徒家として確定して坊号が出てくることで、各宿坊家を時期的に区分すると、芦峯寺の宿坊家の確定は概ね時期的には3段階に分けることができよう。まずは

延宝2年(1674)の書き上げに出てくる日光坊や泉蔵坊、大仙坊らの一群である。さて、ここで興味深いのは、日光坊・泉蔵坊・大仙坊は、いずれもが江戸時代から昭和時代まで、東海地方(各宿坊は知多半島にも檀那場を形成してた)に檀那場を形成していた宿坊家である点である。芦峯寺宿坊家のなかでも、古くから存在が確認できる宿坊家は東海地方に檀那場を形成していたことは、後ほどそれについて言及するが、芦峯寺宿坊家の檀那場形成過程を考える際に、ひじょうに重要な意味をもつのである。

次に正徳2年(1712)の書き上げに出てくる宝泉坊・福泉坊・権教坊らの一群や享和元年(1801)の書き上げに出てくる善道坊らの一群である。これらのなかで、福泉坊・権教坊・善道坊らは、江戸時代中期以降、いずれも東海地方で檀那場を形成していた宿坊家であり、相変わらず、芦峯寺宿坊家の檀那場は東海地方に厚く形成される傾向がみられるが、その一方では、宝泉坊のように江戸で檀那場を形成する宿坊家もみられるようになる。

以上、芦峯寺の宿坊家の確定は概ね3段階に分けられることを説明してきたが、これを整理すると、①江戸時代前期には既に衆徒として確定してしまっていた日光坊などの宿坊家、②江戸時代前期から江戸時代中期にかけて確定した宝泉坊や福泉坊・権教坊などの宿坊家、③江戸時代中期から江戸時代後期にかけてようやく確定した宿坊家、といった具合である。そして、おそらく、こうした宿坊家の増加・確定にともない、芦峯寺衆徒の廻檀配札活動は拡大していった。すなわち、芦峯寺宿坊家の檀那場形成と廻檀配札活動は、どの宿坊家もが一斉にそれを始めたのではなく、最初は日光坊などの一部の宿坊家が、おそらく東海地方辺りで檀那場を形成していたのが始まりだったであろう。そして、後発的に確定した宿坊家も日光坊らと同様の活動を行うようになり、その檀那場も既に先行の宿坊家が開拓・形成していた東海地方を基盤にしながらも、次第に甲信・関東などの地域に新規の檀那場を開拓・形成するようになっていったと考えられる。

4 富士・白山先達と日光坊が重複して檀那場を形成していた尾張国知多郡

鈴溪資料館には、前述の延宝4年(1676)『三禪定之通』以外にも、元禄2年(1689)当時の三山禪定に関して、以下のA・B(写真2、その1～4)・Cの古文書史料がみられる。すなわち、それは知多郡常滑の松栄寺と高讃寺(いずれも天台宗の寺院)とのあいだに生じていた三山禪定をめぐる争論についての文書である。以下、当該文書を翻刻し、その内容を検討していきたい。

【史料A】

鈴溪資料館所蔵史料「(富士・白山両先達争論につき書状) (元禄2年〔1689〕5月4日、阿野村高讃寺→大谷・小鈴谷同道衆中)」(『盛田家文書』XVI2)。

一筆致啓候。然者炎令之砌、富士御参詣御奇特之至ニ存候。就夫白山・富士之両先達度々及争論候ニ付、本寺よ里、向後先達之儀互ニう者[〃]い申間敷候と證文下シ置被申候。富士一山斗御参詣被成候者別儀も無御座候。若立山・白山へ御心指毛御座候者、富士先達之分斗ニ而、白山先達へ御断無御座候而、向後立・白山へ御参詣御無用ニ候。若被成度候者、白山先達へ御指入被遣御参詣可然候。左も無御座候へハ又両寺之争論相おこ里申事ニ候。面々之持分之先達を近年互ニう者[〃]い申故、争論不止候。右之通證文下シ置被申候故、為御断申進候。以上。

五月四日

阿野高讃寺

大谷・小鈴谷御同道衆中

上記の文書は元禄2年(1689)5月4日に知多郡阿野村の高讃寺から同郡大谷村と小鈴谷村の同道衆中に宛てられた書状である。この文書から、元禄2年(1689)当時、白山先達と富士先達が白山禅定や富士山禅定の道者に対する先達の権利をめぐる、度々争論を引き起こしていたことがわかる。白山先達の高讃寺が知多郡大谷や小鈴谷の道者たちに対し、彼らが富士山禅定だけを行うのであれば特に問題はないが、もし立山や白山も含めた三山禅定を行うつもりであれば、それを富士先達にだけことわって、白山先達にことわらないままに行ってはならず、それを行いたければ高讃寺などの白山先達にもことわりを入れておかなければならないことを伝えている。さもないと、富士先達と白山先達のあいだで争論が起こる可能性があったからである。

【史料B】

鈴溪資料館所蔵史料「覚(富士・白山両先達争論につき願上)(元禄2年7月 知多郡大野村松栄寺～本寺密蔵院)」(『盛田家文書』XVI3)。

覚

一、先年も奉願上候通、枳豆志九ヶ村并近辺廿ヶ村餘之分富士洲原先達者松栄寺、右九ヶ村白山先達ハ高讃寺ニ而御座候處、折々及争論申付、先御代僧正様中も奉願

上、先年之通松榮寺富士先達仕管ニ被為仰付其以後別条無御座候處ニ、三年以前卯之年亦申分出来仕候付奉願上候得ハ、弥以富士先達者松榮寺、白山先達者高讃寺仕、以後御集合申問敷旨御證狀被下置、其上両寺ト手形迄指上、以後申分無御座様ニ被為仰付被下、先以難有奉存罷有候。然處、当六月高讃寺三禪定之道者を富士ト先達仕候を私(拙僧)弟子正行院富士先達仕罷越絶頭ニ而高讃寺ニ対面仕罷帰申候。殊山城・大和・三州・遠州等迄数ヶ国者大宮・村山通り登山仕管ニ公儀御定ニ御座候故、右国々者其御旨を相守來り候處、高讃寺此度右御定を破り春者志り口ト登山仕候。此儀者山上トも詮議等御座候而高讃寺越度之旨手形仕罷帰候由承知仕候。兼々も申上置候通、右村々三禪定仕候節ハ銘々先達相頼申儀も不罷成候故、先達者人ルテ富士先達ハ富士ト參、白山先達ハ白山ト參候段、右村々先年ト定り申古法ニ御座候。然故三禪定之節、松榮寺者富士ト先達仕候付、富士道者と申候。高讃寺ハ先年ト度々白山ト先達仕候付、白山道者と申候。其上拙僧弟子正行院此度富士ト下向之節山本大鏡坊ニ例之通一宿仕候得ハ、大鏡坊被申候ハ、三禪定先達之儀高讃寺引來り候者白山ト相初メ可申儀を富士ト初メ申段、以之外之無作法ニ候ニ、亦□(1字難読)裏口ト參候段ニ重之不屈キニ候由之被申方髓ニ正行院承届ヶ罷帰申候。如此相知り候古法、殊ニ者持分富士辺をも憚り不申。此度高讃寺富士ト先達仕候段、松榮寺及大破可申旨相見江何共迷惑仕候。被為分内召三禪定其先達之山ト相初メ候様ニ被為仰付被下候者難有可奉存候。以上。

元禄貳年巳ノ七月

知多郡大野村松榮寺

御本寺密藏院様

この古文書の内容をみていくと、富士山須原先達は大野村の松榮寺が勤め、一方、白山先達は阿野村の高讃寺が勤めていたことがわかる。元禄2年(1689)6月、高讃寺(白山先達)が先達として三山禪定の道者を富士山より導いたが、同じく松榮寺(富士先達)の弟子正行院が先達として富士山に道者を導いた際に、山頂で高讃寺と対面するところとなった。当時、公儀の定めにより山城国・大和国・三河国・遠江国などまでの数カ国からの道者は大宮・村山を通り登山することが決まっており、これらの国々の道者はそれを守っていた。しかし、この度、高讃寺はこの定めを破り、富士山の須走口より登山した。これについては富士山の山上でも詮議が行われ、高讃寺に違法行為があったので同寺が手形を出して帰っている。そのことを松榮寺は承知しているという。かねがね申し上げる通り、山城国・大和国・三河国・遠江国などの村々の道者が三山禪定を

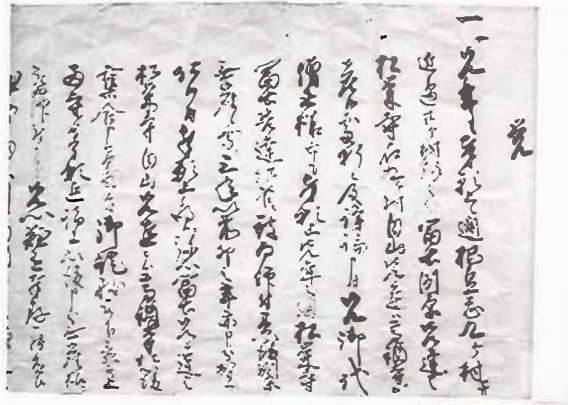


写真2 その1

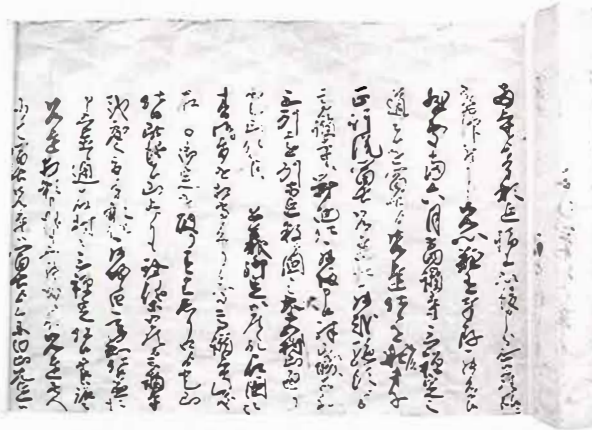


写真2 その2

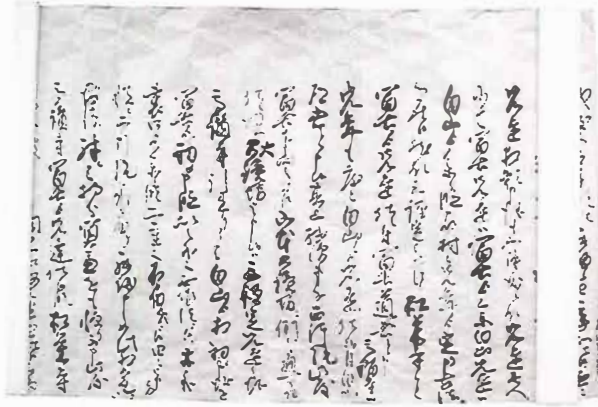


写真2 その3

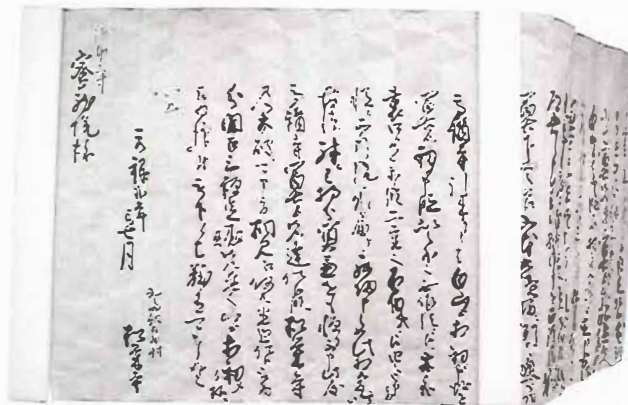


写真2 その4

行う際には、道者の銘々が先達を頼んではいけないことになっていた。先達は一人だけ頼み、富士先達の場合は富士山より参詣し、白山先達の場合は白山より参詣しなければならないことは、前述の村々では先年定まった古法である。それゆえ、松栄寺は富士山より先達を行わなければならない、その引率される道者たちは富士道者というのである。高讃寺は先年も度々白山より先達を行っている、その引率する道者たちを白山道者というのである。松栄寺の弟子の正行院が富士山を訪れた際、地元村山の鏡坊が指摘するには、三山禪定の際、高讃寺は白山先達であるから、本来、白山より廻って禪定登山をはじめなければならないところ、この度高讃寺が富士山より廻って禪定登山をはじめたことは作法といえる。また裏口（大宮・村山ではなくて、須走口から入山した）より入山していることは二重に不届きであるという。高讃寺がこの度、富士山より禪定登山を行ったこと背景には、松栄寺が大破していることを後目に行っていることがうかがわれ、松栄寺としてはなんとも迷惑なことである。

さて、以上みてきたように、この文書の内容は松栄寺が本寺の密蔵院に高讃寺の違法行為とそれによる自寺の苦境を訴えているといったものである。この文書を読み込んで解釈すると、富士山禪定と白山禪定がそれぞれ地元の先達寺院によって確立しているところに立山禪定も加わって三山禪定が成立したものと推測される。その廻り方も富士先達は富士より廻り、白山先達は白山より廻るといったコースが古法によって定まっていたことがわかる。

【史料C】

鈴溪資料館所蔵史料「(富士・白山両先達につき争論)(元禄2年8月 天台宗高讃寺)」
〔『盛田家文書』XVI4〕。

一、当夏同郡大野村松栄寺と出入二付、高讃寺且方知多郡西枳豆志庄八ヶ村立合三
禪定参詣之相段致候様ニ往古之通、高讃寺を祈願先達共ニ頼可申と相極申候様少も
相違無御座候。為後日以て如件。

元禄貳年巳之八月

天台宗高讃寺

この文書から元禄2年(1689)当時、知多郡西枳豆志庄の8村は白山先達高讃寺の檀
那場で、当地の道者が三山禪定を行う際には、高讃寺と相談していたことがわかる。

さて、上記のB・Cの文書にみられる大野村の天台宗松榮寺と芦峠寺衆徒は関係をもっていたことが、芦峠寺一山会の古記録からうかがわれる。天保3年(1832)の「立山大権現他国出開帳并岩峠寺新規同配札御指留之出訟願書并ニ始末御宥方濟口御請書等扣(天保3年)³⁴⁾の一節により、昔から、松榮寺の富士先達が三山禪定で立山を訪れた際には、芦峠寺に宿泊していたことがわかる。

ところで、津田豊彦氏は、小林一葵氏の論文を引用しながら知多郡阿久比町卯ノ山最勝寺が三山禪頂の先達を勤めていたことを指摘し、さらに、その最勝寺に地元の僧侶が制作した立山曼荼羅(立山曼荼羅最勝寺本)が残っており、当地で檀那場を形成していた日光坊や大仙坊などの芦峠寺衆徒と最勝寺の御師との何らかのかかわりを推測されている³⁵⁾。最勝寺は大円山と号し、天台宗寺院である。寺伝によれば、白鳳3年行基の開創で、開山は光円、初め珍上山長泉寺と称し修験道を兼ね吉野喜蔵院末寺であったが、宝暦3年(1753)修験道を離れ、三号寺号を現名に改めた³⁶⁾。なお、この阿久比に関する文書として、永禄12年(1569)12月吉日の経聞坊良雄檀那等議状に「檀那所尾州智多郡あくい大坊」の記載がみられ、白山中宮美濃長菟寺経聞坊配下の先達として知多郡に9か所、名古屋に5か所、遠江国に6か所の檀那在所をもっていたことがわかり³⁷⁾、この頃から既に阿久比に白山先達が存在していたことがうかがわれる。

一方、前章で芦峠寺日光坊所蔵の慶長9年(1604)の断簡文書から、この頃芦峠寺衆徒の日光坊や与十郎が尾張国や三河国、美濃国にその規模は不明だが檀那場を形成・保有していたことを確認した。そして、同文書に記載された日光坊の檀那場の村名のうち判読可能なものを書きあげると、尾張国では大佐と村(大里村、尾張国知多郡、現在は東海市)、者年村(羽根村、尾張国知多郡、現在は知多市)、飛な可村(日長村、尾張国知多郡、現在は知多市)、おうの村(大野村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、□志や村(鍛冶屋村か?、尾張国知多郡、現在は知多市)、とこな免四村(常滑4村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、あの村(阿野村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、きすし七村(枳豆志7村、尾張国知多郡、現在は常滑市)、むき村(椋原村か?尾張国知多郡、現在は阿久比町)などの村名がみられる。

ところで、これらの村々はいずれも知多郡に所在し、なおかつ上記の天台宗松榮寺が所在する大野村、天台宗高叡寺が所在する阿野村、高叡寺の檀那場の枳豆志村、天台宗最勝寺が所在する椋原村などが含まれている。いわば富士先達の松榮寺や白山先達の高叡寺、白山先達的最勝寺などが檀那場を形成していた村々に芦峠寺日光坊も檀那場を形成して、当地で廻檀配札活動を行っているのである。日光坊衆徒とすれば、富士先達の松榮寺や白山先達の高叡寺・最勝寺などの活動により富士山や白山の禪定登山の風習が

根付き、道者や講組織が存在するいわゆる檀那場だからこそ、立山の禪定登山も受容される可能性が高いと考え、在地の先達たちとの交流・提携もくろみながら、意図的にこの地域への進出を試みたのではなかろうか。

以前、拙稿で明治時代の日光坊の尾張国の檀那場を提示したが³⁸⁾、それはまた江戸時代後期の状況でもあるわけだが、それによると、同坊の檀那場は尾張国の知多郡だけではなく、愛知郡や海東郡・海西郡にも広く分布している。しかし、慶長9年(1604)頃には、尾張国では知多郡にのみ檀那場が形成されており、日光坊は、おそらく、まさにこの地域から檀那場形成をはじめたことが推測されるのである。

5 延宝4年『三禪定之通』にみられる富士御師と日光坊

前述の延宝4年(1676)『三禪定之通』にみられる巡拝コースは、富士山禪定～立山禪定～白山禪定の順番で設定されているが、前章で指摘した、富士先達は富士山禪定より行うといった内容に基づき、同史料にみられるコースは富士先達の影響下によるものであることがわかる。そこで、この史料の内容から、三山禪定にかかわっていた富士御師に着目したい。

それに先立ち、同史料における富士禪定登山と立山禪定登山を含む越中国に直接関わる部分を抜粋して翻刻しておきたい。

【④富士山に関する部分】

同岩本へ弐里

同大宮へ三里

メ五十五里

大宮者御炊坊へ右

山役六道銭三十六文

者たご巻飯二付

百文荷物甲斐

府中迄送り

御富士山ふもと

大宮方

村山へ壹里半

村山者大鏡坊

一夜泊り山役者た
ご銭者貳百
三十貳文
荷物五百文□（1字難読）者無任也
即大鏡坊者
たごかごの切手
取可申候事
富士山御山之内
村山 方 中口迄三里
是ハ馬ニ乗てよし
中口 方 大日堂迄
貳里半皆人此堂ニ
（二と）泊りし大日の室 方
壹里行ふちやう可たけの室有
此室ニ必泊り而吉
ふちやう可たけ 方
八ようへ三里
此間志ら山八よう 方
かいの吉田迄十里
メ十七り半御山之内
富士山うらのふ毛と
可いの国吉田 方
川口迄貳里

【②越中に関する部分】

同とまりへ貳里
同よこ山へ貳里
同入せんへ壹里
越中内
入せん 方
くツかけへ貳里
大かわ有。上へまわり候事

同三日一へ式里
午ノ六月廿四日朝着
同おふ津へ三里
おふ津 船方 廿日朝 四日日光坊来る
同かみ一四里
此内ニ大川有
かミー方
岩倉へ三里
午ノ六月廿四日着
同足倉へ式里半
此内ニ大川有馬ニのりてよし
×百五里
同日光坊ニ着
荷物三匁ニ而払也
足倉方 此間ニ室ない
立山室へ九里有
此程早朝ニ行よし
午ノ六月廿五日御山
室方 御前へ
六月廿一日室方 御前へ
壹里 翌日ちこく
禪定致又室ニ一夜
同廿二日御山
泊り申度物也日光坊
者□□（2字難読）ニテよし
皆人翌日足倉へ
泊りし殊之他せ
わしたく日光坊ニ五百
六十一文之者たこ銭
足倉方 此日光坊ニ三月迄なし
御山之内上下共ニ式十里
足倉へ式里半

岩藏方
戸山へ四里
午ノ六月廿六日とまり
同小杉へ三里半
此間舟者し有
小杉方高岡へ二里
此間□□（2字難読）者い所有宿迄
つ述て参不申□□（2字難読）物
□□（2字難読）こ不申
六月廿七日夕と
高岡方川なか連
ゆ寿るきへ四里

さて、上記の内容において特に注目すべき点は、富士山の禪定登山で登場する富士山大宮御師の御炊坊と富士山村山御師の大鏡坊、さらに立山芦峯寺御師の日光坊についてである。

この史料における三山禪定は富士山禪定登山から始まり、右回りで進んでいる。そして、富士山側の道者の受け手は上記のごとく富士山大宮御師の御炊坊・富士山村山御師の大鏡坊であるので、前章の文書Bの内容とも合わせて考えると、富士先達の導くコースとなっているのである（ちなみに白山先達の場合は逆コースをとる）。

前章で芦峯寺日光坊が江戸時代後期の記録により、それ以前から富士先達と提携していたことを指摘したが、それゆえ、この史料における立山側での道者の受け手として日光坊が登場するのも納得できる。この史料をみていくと、富士禪定を終え甲斐国・信濃国・越後国と順拝してきた道者を、日光坊が魚津で出迎えている。このように、道者の到着期日を日光坊が事前に知っていて、それを迎えているのである。すなわち、東海地方の道者が三山禪定を行う際、道者の立山への到着に先立ち、事前に道者や先達をはじめ、例えば御炊坊や大鏡坊らの御師たちと日光坊が連絡をとりあっていた可能性もある。

近年、富士信仰に詳しい堀内真氏は、氏の研究³⁹⁾において、上記の史料にも登場する大宮の御炊坊に伝わる檀那帳『永正九年（1512）之古帳写』を分析し、それにみられる道者場の分布傾向について、「道者場は、駿河では山西（志太郡）に、遠江は旧佐野郡付近や今日の浜松市周辺に集中する傾向がみられる。同様に、三河は設楽・八名両郡下、

尾張は現・名古屋市守山区付近（春日井郡）と知多半島、および丹羽郡から中島郡下、伊勢では伊勢湾沿岸部に分布が認められる。美濃は東濃地方に偏在し、信濃は奥州道に沿って道者場が存在したことが分かる。」とされている。

同じく御炊坊に伝わる慶長17年（1612）から慶安元年（1648）に至る道者付帳の分析も行っている。それによると、その表紙には、「參州、尾州、濃州、信州諸国」とあるが、実際には濃州（美濃）分の道者は記載されていない。その中では、三州（三河）は設楽郡の鳳来寺・深草や八名郡下に集中し、尾州（尾張）では春日井郡と知多半島に分布が認められる。信州（信濃）のそれは遠江に接する伊那郡の遠山周辺にあり、御炊坊の中世以来の道者場がそのまま継承されている。

一方、同じく上記の史料に登場する芦峠寺日光坊も慶長9年（1604）の断簡文書から当時、美濃・尾張・三河に檀那場の村々をかかえていたことがうかがわれる。また、近世後期の日光坊の檀那帳をみていくと、同坊の檀那場は尾張国の熱田や知多半島で形成されている。このように、御炊坊と日光坊の檀那場の分布には共通性がみられるのである。こうしたことから、江戸時代初期には、例えば富士御師の御炊坊と立山御師の日光坊とのあいだには、知多半島などの檀那場の重複や三山禪定での提携を通して御師同士のネットワークが成立していたものと、さらにそうした関係は中世に遡るものと推測される。

おわりに

芦峠寺衆徒が諸国で形成した檀那場は、衆徒たちがそうした活動を行いだした当初から日本各地に広がりをもっていたものではなく、江戸時代前期以降、それ以前には既に中部・東海地方の人々のあいだで定着していた富士山・立山・白山を巡拝する三山禪定の影響も受けながら、次第に拡大していったと思われる。例えば、日光坊などによって、飛騨街道を利用しての中部・東海地方の檀那場開拓・形成が先行的に行われ、さらに後発的な宿坊家も既存の三山禪定ルートにともなうその信仰圏を活用しながら、北国街道や中山道を活用しての関東までの、あるいは関東での檀那場開拓・形成が進んだ。それは三山禪定の巡拝コースが江戸から日光のあたりまでへと、拡張していくこととも連動していると思われる。

以上、本稿の結論を要略したが、以下もう少し具体的に本稿の結論を提示しておきたい。芦峠寺の宿坊家のなかでは、日光坊が美濃国・尾張国・三河国のあたりに他の宿坊家よりも先駆けて檀那場を開拓・形成し、廻檀配札活動を行っていたと考えられる（日

光坊の場合、慶長9年（1604）には東海地方に檀那場が形成されていた）。それによって芦峯寺と東海地方にパイプができる。

一方、東海地方では、日光坊などの芦峯寺衆徒が進出する以前から、富士先達が富士山禪定登山のスタイルを、一方白山先達が白山禪定登山のスタイルをそれぞれ確立していた。そのうち小林氏が指摘するように富士山と白山の二山禪定が成立し、さらに、東海地方で檀那場を形成し廻檀配札活動を行いだした、例えば日光坊などの芦峯寺衆徒とこうした東海地方の富士先達とが関係をもつようになり、江戸時代前期までには三山禪定のコースが確立することとなった。

次に、芦峯寺では、その後、後発的に檀那場の開拓・形成しようとする宿坊家が次第に増加していく。その際、彼らは、既存の三山禪定のコースが富士信仰や白山信仰とともに立山信仰の信仰圏ともいえることから、そのような地域での勧進布教活動を足がかりに檀那場形成をさらに進展させていった。さらに江戸時代中期以降から江戸時代後期に向けて三山禪定のコースが江戸や日光をも含めて拡大していくのと同様するように、芦峯寺衆徒の檀那場形成の地域も東海地方だけにとどまらず、特に関東方面へも拡大していった。

このように、芦峯寺衆徒の檀那場形成過程は三山禪定と密接に関係しているのである。先にも指摘したが、盛田家文書の白山御師と富士御師との争論の文書より、白山信仰・富士信仰が確立しているなかに、立山信仰が加わってきたことがわかるのである。三山禪定コースの確立により、それに合わせるように、芦峯寺衆徒の檀那場は形成されていた。特に東海地方では、当地の人々の富士山や白山とともに立山を志向する気持ちと、芦峯寺衆徒の当地に檀那場を開拓・形成したいという気持ちが重なって、いわば両方の意識のもとに濃密な檀那場が形成されることになったのである。

註

- 1) 拙著『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—（近世史研究叢書7）』（岩田書院、2002年5月）。
- 2) 『三岳記行』（池大雅著・宝暦10年（1760）・京都国立博物館所蔵）。南画家で著名な池大雅は2度にわたり立山禪定登山を行っている。宝暦10年（1760）のおり、登拝に関する子細な記録である『山岳記行』を執筆し、その中に立山、剱岳、別山など連山のなめらかな筆致によるスケッチ画を残す。富山県〔立山博物館〕編集『霊山巡詣 立山にみる遊・憂・悠（立山博物館平成7年度特別企画展解説図録）』（富山県

【立山博物館】、1995年6月）に同史料の写真が掲載されている。

- 3) 『三の山廻』(尾張藩士著・文政6年(1823)・国立国会図書館所蔵)。23.5cm×17.0cm。ある尾張藩士が記す。文政6年(1823)年、白山・立山・富士山を巡詣したときの道中記録。「三の山廻」(橋本龍也編『越中紀行文集(越中資料集成10)』所収、577~588頁、桂書房、1994年4月)に、越中国に関する部分の翻刻文(廣瀬誠氏「三の山廻とその解説」[『富山史壇 67・68号』所収]の内容を転載している)が掲載されている。前掲書『靈山巡詣 立山にみる遊・憂・悠』には、立山に関するくだりの写真が掲載されている。
- 4) 『三山道中記 文政六年未六月八日日』(大府村平七著・文政6年(1823)・愛知県大府市個人所蔵)。12.5cm×34.0cm。尾張国知多郡大府村平七が記す。大府村の百姓13名が51日を費やして白山・立山・富士山を巡詣したときの道中記録。前掲書『靈山巡詣 立山にみる遊・憂・悠』には、表紙と越中国に関する部分の写真及び翻刻文、さらに同史料から内容を分析して作成した行程図が掲載されている。同史料の内容分析としては、前掲書『靈山巡詣 立山にみる遊・憂・悠』に所収された米原寛「社寺参詣の旅」がある。
- 5) 小林一葵「三山禪定」について」(『まつり31号』所収、51~56頁、1978年6月)。小林氏は、近世には美濃・尾張・三河・遠江の4カ国で三山禪定が行われていたこと、白山側の史料ではその三山禪定の初見は延宝8年(1680)であることを指摘している。また、白山美濃馬場の経聞坊が所蔵する『白山御参詣之帳』の記述を引用し、宝永元年(1704)から延享4年(1747)に至る44年のあいだに行われた三山禪定の37例を提示している。さらに、小林氏は、三山禪定に先立って二禪定(富士山と白山の二つの山に禪定することの意味)の形があったと推測している。
- 6) 高瀬重雄「富士山・白山・立山の三山禪定」(『立山信仰の歴史と文化(高瀬重雄文化史論集1)』所収、82~106頁、名著出版、1981年3月3日)。
- 7) 津田豊彦「尾張地方の立山信仰」(前掲書『靈山巡詣—立山にみる遊・憂・悠』所収、2~3頁)。
- 8) 津田豊彦「知多地方の立山信仰」(『研究紀要No.20』所収、8~26頁、半田市立博物館、1999年3月)。鈴湊資料館(愛知県常滑市)所蔵の延宝4年(1676)『三禪定之通』については、津田氏より史料の提供と御教示をいただいた。
- 9) 高瀬重雄氏がここで示す史料は、「長瀧寺真鑑正編 下巻」のことであろう。『白山史料集(下巻)』は越前・美濃馬場関係の白山信仰および争論に関する古文書・記録を収録したものであるが、そのなかの宝幢坊(岐阜県郡上郡白鳥町長瀧)所蔵史料に、

上記の「長瀧寺真鑑正編 下巻」が収められており、その延宝8年(1680)の条に「七月、白山参詣之道者、表参三州・尾州ヨリ百二三十人、遠州三禅定百五十人余、三州・尾州ヨリ三禅定順礼多在之、都合三百五十人余、七月二十三日迄ニ通り申候、～(後略)～」と見られる。これによると、この年、遠江の三禅定の道者が150名、また、三河・尾張の三禅定の道者が多数いたことが窺われる。「長瀧寺真鑑正編 下巻(延宝8年の条)」(下出績與監修・金沢大学文学部内日本海文化研究室編『白山史料集 下巻(日本海文化叢書 第5巻)』所収、212頁、石川県立図書館協会、1987年3月25日)。

- 10) 『三禅定之通 延宝四年六月吉日 盛田久左衛門』(盛田家文書 X VI26、鈴溪資料館〔愛知県常滑市小鈴谷字亀井戸4〕所蔵) 19.0cm×9.0cm。
- 11) 「一山旧記控」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、27頁、立山開発鉄道株式会社、1989年9月20日)。立山芦峯寺の衆徒・神主が延宝2年(1674)8月15日付けで加賀藩寺社奉行の永原左京・笹原織部に宛てて提出した書き上げ。「～(前略)～右如申上ル芦峯之庄立山中宮嬭堂と申は日本三禅定之一山ニ而御座候故、～(後略)～」。
- 12) 「一山旧記控」(『越中立山古記録 第1巻』所収、18頁)。立山芦峯寺の衆徒・神主が延宝3年(1675)4月付けで加賀藩郡奉行石黒源右衛門・山村市十郎に宛てて提出した書き上げ。「～(前略)～右申上ル趣、蘆峯之庄立山中宮嬭堂ト申ハ、日本ニ三禅定之一山ニ御座候故、～(攻略)～」。
- 13) 「一山旧記控」(『越中立山古記録 第1巻』所収、23頁)。岩峯寺が延宝5年(1677)4月28日付けで加賀藩に宛てて提出した岩峯寺高物成に関する書類の芦峯寺側の写し。「一立山大権現は伊弉諾命・刀尾天神。御本地は阿弥陀如来・不動明王。新拜主給諸堂数四拾七社。谷ニハ一百三拾六地獄現目前、日本三禅定之峯ニ而御座候。」。
- 14) 拙著『立山信仰と立山曼荼羅—芦峯寺衆徒の勧進活動—(日本宗教民俗叢書4)』(岩田書院、1998年4月)。
- 15) 「芦峯寺日光坊文書」(『立山町史別冊』所収、3頁、立山町、1984年2月)。
- 16) 廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』(28頁)。
- 17) 廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』(25～26頁)。
- 18) 廣瀬誠編『越中立山古記録 第3巻』(50～51頁、立山開発鉄道株式会社、1991年10月)。
- 19) 高瀬保編『越中立山古記録 第4巻』(75頁、立山開発鉄道株式会社、1992年6月)。
- 20) 「芦峯寺文書 S4」(木倉豊信編『越中立山古文書』所収、40頁、国書刊行会、1982

年6月)。

- 21) 「芦峯寺文書 85」(『越中立山古文書』所収、40頁・41頁)。
- 22) 「宗門御改帳 立山芦峯寺 (宝暦12年)」(芦峯寺雄山神社所蔵)。
- 23) 「人高改帳 立山芦峯寺 (明和5年)」(芦峯寺雄山神社所蔵)。
- 24) 「人高改帳 立山芦峯寺 (安永9年)」(芦峯寺雄山神社所蔵)。
- 25) 「芦峯寺文書 119」(『越中立山古文書』所収、55頁・56頁)。
- 26) 拙稿「立山衆徒の勧進活動と立山曼荼羅」(『立山信仰と立山曼荼羅—芦峯寺衆徒の勧進活動』所収、115~136頁)。
- 27) 拙著『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』(424頁・425頁)。
- 28) 『檀那帳 立山権教坊 寛保三癸亥九月』(芦峯寺雄山神社所蔵)。この檀那帳の内容の分析については、拙稿「立山山麓芦峯寺宿坊家の檀那帳にみる立山信仰」(『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収、29~70頁)を参照のこと。
- 29) 旧蔵宿坊家不明の江戸・武蔵・安房の各国を対象とする檀那帳 (芦峯寺雄山神社所蔵)。この檀那帳の内容の分析については、拙稿「江戸時代中期 江戸の立山信仰」(『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収、247~270頁)を参照のこと。
- 30) 「芦峯寺文書22」(『越中立山古文書』所収、11頁・12頁)。
- 31) 「芦峯寺文書25」(『越中立山古文書』所収、13頁)。
- 32) 廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』(28頁)。
- 33) 高瀬保編『越中立山古記録 第4巻』(75頁)。
- 34) 「立山大権現他国出開帳并岩峯寺新規同配札御指留之出訟願書并ニ始末御宥方濟口御請書等扣 (天保3年)」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、145頁)。
一同年、尾州城下浄土宗栄国寺出開帳、明星坊・円林坊等之人数、右取組人等相企、願書御奉行所へ差上候処、加賀守様御三奉行所御免状御添書之文段等、不似合之趣有之、何角疑敷牀ニ付、御聞濟無御座、御察当相蒙り引退候。此段ハ此方坊中年々檀廻場所ニ付、逐一儘ニ見聞仕居申候。
一同年同国知多郡大野村東立寺開帳、取企人明星坊始取組仕り候得共、隣寺松栄寺義ハ往昔ト芦峯寺ニ宿坊有之ニ付、彼方へ手寄、開帳可被致候、此方へ御頼之儀如何ニ候哉と再三被相断候段、儘ニ隣寺之松栄寺ト委細承知仕置御座候。
※昔から、松栄寺の富士須原先達が三山禪定で立山を訪れた際には、芦峯寺に宿泊し

ていた。富士須原先達の松榮寺と芦峯寺衆徒との関係がうかがわれる。

- 35) 津田豊彦「尾張地方の立山信仰」(前掲書『靈山巡詣—立山にみる遊・夢・悠』所収、2～3頁)。以下は津田氏の三山禪定に関する見解を抜粋したものである。「尾張、三河には各所に立山、白山、富士の三山登拝碑が立っている。寛延、宝暦といった年代のものもあるが、多くは19世紀以降であり、明治の中頃までである。例えば知多郡東浦町森岡の村木神社には20数基あって、明治以降のものは三山神社となっている。立山一山のみの碑はみえていない。すべて三山禪定(三山登拝)になっている。したがって、尾張からの立山参詣は芦峯寺の御師とは別の案内者がいたことになる。小林一葵氏によれば、三山禪定は美濃・尾張・三河・駿河の特有のようなことである。同氏は白山美濃馬場経聞坊文書『白山御参詣之帳』に記録された宝永元(1704)年から延享4(1747)年までの44年間に33例の三禪定者があったことを紹介している(『まつり』31号1978)。そのなかに卯之山長泉寺の名がしばしばでてくる。長泉寺は現在の知多郡阿久比町卯ノ山最勝寺のことであり、かつては長泉寺大専院と称した修験寺であったが、宝暦年間に天台宗になり現寺号に改めたとのことである。一方、静岡県富士宮市村山浅間社大鏡坊文書『尾張檀廻帳』は安永6(1777)年から文化3(1806)年までの富士山登拝記録であるが、これにも最勝寺の名が見えている。このことから最勝寺が三禪定の先達として案内をつとめていたことがわかる。三山禪定のかかわりにおいてこのような修験寺の僧侶も立山の信仰を伝える役もしていたと思われる。この最勝寺には安政2(1773)年に地元で描かれた「立山和光大権現画伝」がある。この地域は日光坊、大仙坊の両坊の檀那場であり、両坊の御師からも立山信仰のことは伺うことはできたが、また、このように地元にも立山信仰を説く人がいたのである。」
- 36) 『日本歴史地名大系 第23巻 愛知県の地名』(507頁、平凡社、1981年11月)。
- 37) 「経聞坊文書(永禄12年12月、経聞坊良雄檀那譲状)」(『大日本史料10—3』所収、876頁・877頁)。
- 38) 拙稿「尾張国の立山信仰—芦峯寺福泉坊と日光坊が尾張国で形成した檀那場について—」(『近世立山信仰の展開—加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収、71～129頁)。
- 39) 堀内真「富士に集う心—表口と北口の富士信仰」(網野善彦・石井進編『境界と隣に生きる人々(中世の風景を読む 第3巻)』所収、129～171頁、新人物往来社、1995年4月)。